

令和2年度小牧市第3回文化財保護審議会記録（令和3年1月29日）

- 1 開催日時：令和3年1月29日（金） 午後1時30分～午後3時45分
- 2 会場：小牧市役所 東庁舎4階 本会議用控室
- 3 出席者：[委員]池田会長、藤岡委員、小野委員、藤堂委員、中嶋委員、越川委員、  
村松委員、増田委員、西川委員、森川委員  
[事務局]中川教育長、伊藤教育部長、石川教育部次長、武市文化財課長、  
浅野文化財係長、坪井主査
- 4 傍聴者：なし
- 5 内容：下記のとおり

【事務局（武市）】 それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和2年度第3回小牧市文化財保護審議会を開催させていただきます。

皆様におかれましては、本日は大変お忙しい中、またお寒い中、御参加をいただきましてありがとうございます。

この会議は、小牧市審議会等の会議の公開に関する指針に基づきまして、会議を公開としておりますが、本日の傍聴者の申出はございませんでした。

なお、議事は音声録音し、議事録は発言内容、お名前ともに小牧市のホームページにて公開させていただきますので、御承知おきお願いいたします。

まず、会議資料の確認をさせていただきます。本日の次第、A4版の1枚のほうになります。それから資料の1-1、小牧市教育大綱、小牧市教育振興基本計画の文化財関係部分のコピーとなります。資料1-2といたしまして、令和2年度事務の管理及び執行の状況の点検及び評価対象事業、1ページから9ページまでのA4版の5枚になります。資料2といたしまして、令和3年度小牧市教育委員会基本方針重点施策、A4版の1枚のものになります。それから、資料3といたしまして、愛知県指定天然記念物「大草のマメナシ自生地」保存活用計画書（案）と、本日こちらにお配りをしております資料3の37ページ、38ページ分の差し替え1枚をお配りしております。不足等がございましたらお申し出いただきたいと思います。よろしかったでしょうか。

それでは、初めに教育長から御挨拶をお願いします。

【中川教育長】 皆さん、こんにちは。

本日はお忙しい中、また、こういう冷え込んだ中ではございますが、小牧市文化財保護審議会に御出席をいただきまして、また、平素より本市の文化財保護事業に御支援を賜りまして重ねてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、昨年12月でございますが、突然ではありましたが、こちらの委員会等で御尽力を賜りました入谷委員の訃報が届きました。入谷委員におかれましては、昭和52年から40年以上にわたり、この審議会の委員を務めていただいたところであります。市内の文化財を調査・研究して保護に御尽力をされ、現在の市指定文化財のほとんどの物件の指定に携わっていただきました。教員時代には、文化財資料研究員も務めていただきまして、市内の文化財を紹介した「小牧叢書」や「小牧の文化財」の執筆・編集、また文化財愛護のつどいで上演していました中学生による演劇の脚本づくりなど、文化財の普及にも大変御貢献をいただいたところであります。このほかにも、「小牧市史」の執筆、大山廃寺跡や名古屋コーチンの研究など、文化財のことに限っても本当に御活躍が多岐にわたっておりました。改めて、哀悼の意を表したいと思います。

さて、本日でございますが、この審議会におきまして、実は昨年度までは生涯学習審議会のほうで御審議をいただいております市の教育振興基本計画に掲げました基本目標を達成するため、今年度行いました文化財に関する取組の点検・評価と来年度の重点施策について、そして前回の会議で御意見をいただきました大草のマメナシ自生地の保存活用計画につきまして御審議をいただきます。保存活用計画につきましては、今年度に作成をいたしまして、来年度からの実施を目指しておるところであります。限られた時間ではございますが、皆様方の忌憚のない御意見がいただければ幸いです。御審議のほう、よろしく願いいたします。

【事務局（武市）】 ありがとうございます。

続きまして、池田会長に御挨拶をいただきます。お願いします。

【池田会長】 こんにちは。先回はちょっと失礼いたしまして、今日初めてお目にかかる方が随分いらっしゃると思いますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

まず今回、今教育長からお話もありましたように、基本大綱に沿って執行の現状と点検とか、そういうことが1つ新しく入りました。まずその点をよろしく願いします。

それから、マメナシ自生地の保存活用というのがちょっと差し迫ってあるようですので、そのことにつきましても、どうぞ皆様の御意見、ぜひとも忌憚なくおっしゃっていただけると助かると思いますので、よろしく願いいたします。

何とかうまく取り回して1時間ちょっとぐらいで終わりたいと思うんですけれども、よろしく願いいたします。

【事務局（武市）】 ありがとうございます。

それでは、早速議事に入ります。

ここからの進行は、池田会長よろしく願いいたします。

【池田会長】 それでは、まず今日の議題からいってもよろしいでしょうか。まず、次第の第3、議題というところに入っていきますが、その1、令和2年度事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、事務局から恐れ入りますが御説明をお願いいたします。

【事務局（浅野）】 それでは、議題の(1)令和2年度事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について御説明させていただきます。

少し説明が長くなりますので、着座にて失礼いたします。

資料のほう、資料1-1と右上に書かれました資料1-1の4ページを御覧ください。4ページ、5ページになります。

平成27年4月1日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、その中で地方公共団体の長は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。これを受けまして、本市では平成29年3月に、小牧市教育大綱、小牧市教育振興基本計画を策定いたしました。

資料1-1の18ページの次のA3横長の表を御覧ください。

教育大綱では、愛・夢・生きる力を育むことを小牧の教育の基本理念と捉え、その育成のために8つの基本目標を定めました。

教育振興基本計画では、その8つの基本目標を達成するために行う事業を37の施策として整理し、毎年施策ごとに現状と課題を洗い出し、具体的な取組として掲げた内容の管理と執行を行っております。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等としまして、毎年点検及び評価を行い、結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することが規定されております。

令和2年4月の行政組織改正に伴いまして、令和元年度まで生涯学習課で所管しておりました社会教育部門について、スポーツ推進課と共に、これまでの教育委員会から新たに市長部局に設置されました健康生きがい支え合い推進部の文化・スポーツ課に再編されましたが、文化財に関連する所管につきましてはこれまでどおり教育委員会に置き、新たに設置された文化財課が引き継ぐこととなりました。このため、分野ごとに設置された審議会である小牧市文化財保護審議会において、本基本計画にある文化財課及び小牧山課の所管する事業について、年度ごとの重点施策の点検・評価を行っていただくものであります。

なお、本審議会でもいただきました御意見等を反映した実施状況は、最終的には本基本計画の評価委員会で、全ての事業と併せて点検・評価がされるという流れになっております。

続きまして、個別の説明をさせていただきます。

資料の1-2を御覧ください。

1ページ目の表につきましては、令和2年度の文化財課、小牧山課が所管する事業のうちの事務の評価対象事業の一覧になります。

基本目標8. 郷土の歴史・文化の保存と次世代への継承の中に、下にあります4つの施策、それから6つの取組を進めております。

それでは、その施策を個別に御説明させていただきます。

1枚はねていただきまして、2ページを御覧ください。

施策の33. 文化財の保護です。

内容につきましては、文化財保護審議会において市内文化財の調査を行い、保護を進めること。また、大草のマメナシ自生地の保存活用計画を策定することとしております。

達成状況につきましては、市内文化財調査につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で今年度は実施を見合わせております。大草のマメナシ自生地保存活用計画につきましては、11月18日と本日この後御審議いただきまして、今年度中に策定を完了する予定でおります。

課題といたしましては、新たな文化財を見いだすため市内の文化財調査を行い、指定する価値がある物件は市の文化財に指定し、保護していく必要があります。また、既に指定している市指定文化財について、計画的に現状把握を行う必要があります。

今後の取組といたしましては、創建の古い寺院など、調査先を選定して文化財調査を実施し、新たな文化財の発掘を行っていきます。大草のマメナシ自生地につきましては、策定いたしました保存活用計画に基づき、自生地の保存等を行っていきます。また、市指定文化財の保護に向けて、所有者との連携の強化など、指定文化財の現状把握の方法について検討していきます。

続きまして、3ページを御覧ください。

施策の33. 文化財の案内機能の充実になります。

内容につきましては、文化財のPRや活用を進めるため、現地に案内看板を設置するなど、周辺環境の整備を進めることと定めております。

平成30年度に市の文化財に指定しました小松寺の木造千手観音菩薩立像、木造地藏菩薩坐像、正眼寺の釈迦涅槃図について、文化財説明板の新設、また今年度国指定重要文化財となりました賢林寺の木造十一面観音坐像について、既設説明板の板面の張り替え及び既設説明板で板面が劣化している小松寺の絹本着色千手観音菩薩像説明板の板面張り替えについて、今現在原稿作成を行い、今年度中に設置及び張り替えを行

う予定であります。

課題といたしましては、既設説明板の維持管理を行い、文化財への来訪者に対して常に情報提供ができるようにしておく必要があります。現地の説明板だけでなく、市ホームページやパンフレットによる情報提供を継続していく必要があります。

今後の取組といたしまして、文化財所有者により、既設説明板の状況確認・報告、板面清掃などの維持管理をしていただけるような実施体制の構築を検討いたします。また、引き続き現地での案内に加えて、市ホームページやパンフレットによる情報提供や内容更新を行ってまいります。

続きまして、4ページ、5ページを御覧ください。

施策の34. 古文書・歴史に関する講座等の開催であります。

内容と達成状況ですが、愛知文教大学に委託を行い、古文書講座や文化財巡り、歴史文化基礎講座の3講座、小牧の古文書展などを行いました。当初予定しておりました食講座、歴史講座、古文書展関連講座の3講座は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止をいたしました。

今後の取組の方向性といたしましては、より若い世代に古文書・歴史に関心を持ってもらえるよう、子供向けの講座を充実してまいりたいと思っております。

続きまして、6ページを御覧ください。

施策35. 主郭地区整備基本計画の推進であります。

内容としましては、史跡小牧山主郭地区第13次発掘調査を実施いたします。今年度は、小牧山の山頂の西側下の曲輪斜面と山頂東側の屋外トイレ跡地周辺で発掘調査を行った結果、信長築城時の石垣や玉石敷遺構、西側の出入口を確認しております。また後ほど御報告させていただきますが、2月27日の土曜日に現地公開を実施する予定で準備を進めておりました、発掘調査の成果をお伝えしたいと考えております。

課題といたしましては、発掘調査や史跡整備について、文化庁などの検討、指導を経て慎重に進める必要があるため、成果を市民に還元するまでに期間を要することや、事業の実施に当たり、史跡整備の重要性や必要性について市民に周知を図り、理解を得る必要があることなどが上げられます。

今後の取組といたしましては、来年度より歴史館周辺を5工区に分け、順次史跡整備工事を行いつつ、主郭地区第2・第3工区の発掘調査を実施するなど、引き続き小牧山城の調査・研究を進める計画であります。

また、市ホームページ、小牧山城史跡情報館れきしるこまきへの展示や現地公開などにより、発掘調査や史跡整備の成果や今後の予定について周知に努めます。

続きまして、7ページ、8ページをお願いいたします。

施策35. 企画展等の開催による小牧山の歴史的価値や魅力の啓発であります。

内容といたしましては、先ほども御説明いたしましたが、れきしるこまきにおいて、最新の発掘調査成果の公表や企画展を開催することにより、来館者へ小牧山の歴史的価値や魅力の啓発をいたします。

達成状況につきましては、れきしるこまきの指定管理者である一般財団法人こまき市民文化財団により、本日までの時点で講座を2回、企画展を2回、企画展記念イベントを1回、ワークショップを1回、開館1周年を記念した記念講座を1回開催いたしました。

現在、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が国から発出されておまして、1月18日よりれきしるこまき、歴史館の利用を停止しておりますが、今年度末までに講座とワークショップを各1回開催する予定をしております。

課題といたしましては、多くの方に御来場いただけるよう、小牧山城の歴史や魅力を発信する方法を検討する必要があります。

今後の取組といたしましては、一般社団法人小牧市観光協会と連携し、施設のPRに努めるとともに、小牧山城へ足を運べない方へ向けてツイッターやフェイスブックなど、オンラインでの情報発信に努めてまいります。

最後になりますが、9ページを御覧ください。

施策37. 歴史ガイドボランティアと連携した展示品・文化財の解説であります。

内容といたしましては、歴史館やれきしるこまきにおいて、歴史ガイドボランティアによる展示資料の解説を行うものであります。

達成状況であります。当初は指定管理者である一般財団法人こまき市民文化財団により、歴史ガイドボランティアによる展示資料の解説を行う予定でありましたが、令和2年3月から5月末まで新型コロナウイルス感染拡大防止措置として、歴史館及び小牧山城史跡情報館れきしるこまきを休館したこと、また6月より通常開館した後、一度に入館できる人数を30人に制限したことなどから、令和2年度は展示資料の解説等は実施を見送っております。

課題といたしましては、このようなコロナ禍における歴史ガイドボランティアによる展示資料の解説の在り方について検討していく必要があります。その代替案としましては、デジタル機器による音声解説などの手法も考えられますが、機器の購入や音声プログラム等の作成に多額の費用がかかるものと考えられます。

今後の取組といたしましては、新型コロナウイルス感染拡大防止措置としての休館、あるいはガイドボランティアの中止期間を利用して、ガイドボランティア体制の見直し、あるいはガイドのレベル向上を目指した研修の実施等を行ってまいります。

また、ガイドボランティアに依らない展示資料の解説方法について調査・検討をしてまいります。

以上、令和2年度事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についての御説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【池田会長】 ありがとうございます。

それでは、すごくたくさんありましたので、一度にみんなはできないので、すみません、一つずつやらせていただいでよろしいでしょうか。

2ページから順番にやりますが、2ページのところのまず文化財の保護というところに関しまして、ここはずうっと何度もやっているところなんですけど、皆様の御意見、それからちょっとこれが違うんじゃないか、いや、これはもっと、とかいうそういう御意見をいただきたいと思いますが、今事務局からのお話ですと、市内の文化財調査は今年度はコロナの関係でやめましょうということでやめになったということでありまして、ただ、今後課題として、現状がそういう状態で課題として新しい文化財の発掘というか発見をしていかなきゃいけない。そしてそれを指定していき、計画的に現在の文化財をどんなふうにするかの方向性をつけていきたいみたいな形ですよ。

あとは、文化財保護ということなんですけれども、これは所有者さんとの連携が必要なものですから、そういう辺りのところでもう少し所有者さんとの関わりを文化財課が詰めていきたいというような方向も出ているので、皆様方の御意見をいただきたいと思います。

まず、この文化財の保護につまましていかがでしょうか。

急に言われてなかなか難しいかとは思いますが、ここは、でも今までずうっとあったことなので、確かに文化財が新しく出てくる、この間もちょっと、2年ぐらい前になると思うんですけれども、調べてみたんですけれども、江戸時代のものもちょっと出てくるんですけれども、それより前のものはなかなか出てこないで、小松寺のがちょっと古くて室町があったかなあと思って、もう今は令和になりましたので、江戸時代のものはなかなか今指定になるのは難しいんですが、取りあえず準指定みたいな形で、次にもう、例えば室町、桃山のあたりがもうないんだったら、そろそろ江戸のところまで入っていかないと文化財としてなくなる可能性がかなり強いので押さえておきたいというところはあるんですけれども、ただ、江戸も早いものと遅いものでは随分作品が違うので、その辺りもちょっと考えておきたいと思うんですけど、皆様方、御意見どうでしょうか。ないでしょうか。

小野先生、ありますか。

【小野委員】 創建の古い寺院を選定して、今後文化財の発掘を行っていきますとい

うことで、そしたらやっぱり少しずつ計画的に年に1件なり2件なりという形で進めていくというような計画が必要になってくるのかなあと思います。

既に指定になっている仏像を所有しているところでも、実際に見に行ってみるとちよっと年代が違っていたり、実はもっと古かったりという場合もありましたので、先ほど江戸時代ということがお話が出ましたけれども、2年ぐらい前に調査した仏像は江戸もかなりいいレベルのもので、銘があって、どういう人に頼んで作ったかという仏師名などもあって、かなり史料的な価値があるものでしたので、少し計画的にやっ

ていく必要があるかなあと考えております。

【池田会長】 ありがとうございます。

ほかに、今日の要望とかはないですか。

考古のほうからは中嶋先生です。どんどん振っちゃいます。時間がないので。

中嶋さんって考古じゃないですか。

【中嶋委員】 私、考古です、一応。

【池田会長】 御専門が考古だから、分かっているところですけど、ごめんなさい。

【中嶋委員】 ここで考古からというと、ちょっと史跡のほうになるんですけど、特に史跡なんかは所有者の同意が取れないと、全くもう土地に関わるのが非常に難しいという点もあるかなあとというふうに思います。

したほうがいいなあというのはいろいろありまして、結構古墳なんかで崩れそうになっているやつがあるんで何とかしなきゃいけないなあと思うんですが、その辺りはやっぱりきちっと所有者を説得できるかどうかにかかっているなあというところがあって、結構役所同士でも非常に難しいことは、私も長く経験していますのでその部分を粘り強く進めていかないかなだろうなあというふうには思います。

【池田会長】 ありがとうございます。

それでは、植物の村松さんですか。先生は何か御意見……、文化財保護に関する御意見はありますか。

【村松委員】 いや、特にはないです。ここに書いてあるとおり、ずうっとやってもらえればいいかなあと考えて聞いてはいたんですけども、特別にはないです。

【池田会長】 ないですか。

西川先生、郷土史の。もうどんどん蔵がなくなっていく怖さが、すごくいつも見ていると思うんですが。その中に郷土資料がいっぱいあるのにと。思って。

【西川委員】 課長あたりからは市で集めた民具やら生活用具とか、そういうのがせっかくたくさんの方から協力されてあったものがあるのに、生かされていない。ただ、保護審から考えると、時代はそんなに古いものではないので。



だけど、そういうものの活用なんかも考えていかないかんじゃないかなあということに気にされていますので、ここで考えることもある程度は示していかにかいかなああということとは思いますが。

【池田会長】 ごめんなさい。こちらの藤堂先生から。

【藤堂委員】 私、ちょっと古文書のこととお願いがあるんですけど、一点は、神明社とって、小牧のお宮さんがあるんですけど、そこに文書があるんです、小牧のね。その文書、実は随分前に神主さんが燃やそうとしていた。それを通りかかった人が止めて、古文書に関心のある勉強している服部さんという方に通報があって、服部さんから、それはいかんということで文教大に調査の依頼があって、私たちが調査したんです。整理をした。

そうすると、小牧の慶長からの検地帳から明治までの地籍図がずうっとあって、箱にして15箱ぐらいあったんです。それは、実は話を聞いてみると、小牧の町役場が火事があったのかな、あったんですか。

【中嶋委員】 ありました。

【藤堂委員】 そのときに一時保管したんじゃないかと、頼んだんじゃないかと、神明社に、小牧の役場がね。というようないきさつがあるんじゃないか、そのままずうっとほったらかしになっておったんじゃないかと。神明社も何も関係ない文書ですしね。関心もないし、燃やそうとしたんじゃないかと。

だから、それを整理して、それは本来小牧市の基本的な文書なので、返してもらって小牧市で保管したいと今の氏子総代のフナハシさんに言ったら、いいですよと言うんだけど、そういう話になっておるの。ただ、それを市としてきちっと押さえてほしいと。正式に依頼して、こちらのほうに移管すると。今のまま放っておいても眠っているし誰も関心ないから、そのうちにまたどこか、関心のない人がほかしてしまうということになりかねないということで、ぜひ今のうちに、今なら氏子総代のフナハシさんがいいよと言ってくれているので、チャンスを逃さずにぜひ移管したい、これが一点。

もう一点は、江崎家文書なんですけど、江崎家文書も小牧の基本的な文書で、県史の調査も行われてきて、そして県史の資料編に何編か掲載されています。それから、「小牧市史資料編」「小牧叢書」、ずうっと江崎家文書が江崎文書資料集としてずうっと出ておるわけです。その文書が今岐阜の江崎家本家にあって、この前小牧で古文書展をしたときに宿絵図を借りに行ったんです。そうするともう、元気だった御主人も随分年を取られて、これから息子に任すという話だった。息子さんに会って借りてきた。それを昨日は返しに行ったの。そのついでに、これは基本的な小牧の古文書な

ので、ぜひ小牧市に寄贈してほしいと勝手に言ったの。そうしたら息子さんが、じゃあ考えてみますと言って、返事は誰にするんだと。返事は、じゃあ文化財課の浅野係長までと勝手に名前を言ってきましたので、また電話がかかってくるかもしれん。

【事務局（浅野）】 はい。

【藤堂委員】 また、よろしくお願ひしますという話です。

【池田会長】 では、江崎家文書はちょっと前は駄目だと言われていたのでよかったですね。

【藤堂委員】 はい。考えてみると。

【池田会長】 代が替わると。

【藤堂委員】 そうそう。代が替わると、古文書に対しても全く関心がないんだけど、大事だということは理解されてみえる、小牧市にとってはね。小牧市の大事な記録だということは理解されているので、自分たちは持っても、結局倉庫に行っても全然ほったらかしで掃除もできていないし、そのままにしておると、湿っぽいしね。絶対あれではもう虫が入って駄目になってしまう。ぜひ、こちらのほうできちっと保管したいと思いますので、よろしくお願ひします。

【池田会長】 いかがですか、次は越川先生ですか、すみません、失礼しました。では、先生も御意見お願ひします。

【越川委員】 私は民俗担当なので、特にここに書かれているようなことで申し上げることはなくて、民俗の文化財保護という、基本的には現状の保護として祭りとそれに伴うものと、あとは生活に関わる民具ということになりますかね。

生活に関わる民具に関しては、先ほど西川先生がおっしゃられたように、どうなんですかね……。仮に残っていたとしても、それほど重要なものとは思われないで捨てられちゃうというようなことが日常的に多分行われていて、今そういうものがなくなる前に、できれば現状把握みたいな調査ができれば、それで保護がかけられるというのもあるんですけど、なかなか難しいのかなあと、なくなる前にといいのはやっぱり民具の調査も大事になってきますよね。その後の保存も大変になってきますけど、とにかく現状の把握ですかね、民俗の民具に関しては。それくらいしか、僕は言うことがありません。

【池田会長】 ありがとうございます。

増田先生。

【増田委員】 私、生き物のほうなんですけど、生き物に関しては、特に今回マメナシの自生地 of 保存活用計画を作成されるので、それができればこの後で、先生方は生きていないので、その文献がなくならないようにするという事なんですけれども、

生きているものなので、ちょっとなくならないように気を遣ってあげなくてはいけないんですけど、そういう保全計画ができれば、今後もいろいろうまくやっていけるんじゃないかなあと思っておりますので、この調子でいろいろやっていただけたらいいなあと思っております。

【池田会長】 ありがとうございます。

何度もお名前を呼んだ森川先生に、失礼しました。

【森川委員】 一教員なものですから、一般の感覚でしか物が言えません。申し訳ありません。

1つは、保存の方法についてはやっぱり専門家の先生方の御指導の下に行われるしかしようがないと。どういったものがこれから集められるかという観点でいいますと、もちろん専門家の方の視点で当たりをつけて当たってみるということが一つかと思いますが、一般の方々から、こんなものもそうじゃないのとか、こういうものもあるよという情報をホームページ等を使って情報収集するのも一つのアイデアかなあと思っております。以上でございます。

【池田会長】 ありがとうございます。

それでは、審議会の御意見はこれでよろしいでしょうか。

先生は何か御意見ないですか。

【藤岡委員】 民具についてですけど、今回文化財の執筆のほうで、もう間もなく本に上がるんじゃないかなあと思うんですけど、そちらもまた積極的にPRしていただくと、より有効活用になるんじゃないかなあとということを思いますので、よろしくお願いします。

【池田会長】 ありがとうございます。

ということで、2ページのところの文化財の保護につきましては、今後こんな方向でということでよろしくお願いします。

次に、3ページの文化財案内機能の充実に関しまして、御意見ございますでしょうか。

これ、入谷先生がずっとやっていらっしゃったので、入谷先生は県のほうの文化財の毎年報告をしなきゃいけない担当をなさっていたんですけれども、あの先生はよく見ていらっしゃるけど、私たちあまり小牧市内を歩かないものですから、申し訳ないです。

この案内機能は西川先生のほうから。

【西川委員】 ここ、賢林寺の件でちょっと1つ伝えたいんですけれども、前に春の時点で国の指定になりそうだということがあって、そのことに関わって私がちょっと

出しゃばったんではないんですけれども、今後の予定として、せっかく県から国へ上がったから、それをPRしたほうがいいじゃないかというようなことも含めて話したときに、今言っている看板、あれは市で設置したんだけど、これが今後どういう形で、せっかく国の指定になったから当然替えるべきだけれどもどうですかということとをちょっと伺ったときに、住職さんは、もちろんまだ見えて数年だったから、その辺のいきさつについては疎いかもしれないけど、うちのいろんなものについては、みんな檀家の人たちが協力していろいろやるから、そこに任せていますと言われたんです。

僕はそのときに、せっかくこういうものだから、市からとか県からとかいろんなことで協力があって修正されるであろうということとをちょっとお話しされたけど、檀家のグループだとかそういう人たちがみんなやってくれていますのでというふうに言われたから、その辺のところをちょっと市と賢林寺との確認のいろんなやり取りが少ないなあというか、そんなことをちょっとそのときは思ったんです。

ただ、その後市の坪井さんたちにいろいろ伺ったら、あれはきちんと正式に決まってからちゃんと市側でやりますからということを知ったので、ああ、そうかということで、たまたま御住職さんがまだしっかりと把握していないこともあったんだろうなということとで了解したんだけど、そんなことをちょっと感じたんです。

これ以外にも、例えば大山廃寺の説明板の中でも、ちょっと部分的に年数がたっているから汚れてきているとか、そういうようなやつも幾つかほかのところであるので、私のほうが報告したらそれをちょっと確認して、今後こういう予定で修正していくとか直すだとか、結局僅かな看板だけれども予算がかかるものだから、その辺は計画的にやっていかないかなあということを思いますけれども、判読がちょっと見にくくなっているなあというものについては、計画的に修正していったほうがいいかなあということは思いますね。

【池田会長】 確かに、おっしゃるとおりでございます。

この案内板とかホームページやパンフレットというのは、かなり皆さん見られるんじゃないかな。案内板は確かにそこに行ってこれと分かるんで、その前に、じゃあ何を見に行くかというときにホームページというのが一応役に立って、あとパンフレットというのはどこに今置いてあるところがある。パンフレットがどうやって手に入るかが問題、観光協会ですか。お願いします。

【事務局（浅野）】 文化財に関するパンフレットにつきましては、「小牧の文化財散歩」というちょっと小さめの冊子ですとか、あと愛知文教大学さんのほうでいろいろ調査していただきました冊子、小牧と篠岡と味岡、北里の地図、かなり詳細に調査

していただいたものがあります。ただ、どうしても部数がそうたくさんあるものではないものですから、市の文化財課のほうにももちろんございますが、一部観光協会ですとか、そういったところにもお渡しをしております。

あと、内容はたしかホームページのほうにも掲載させていただいておりますので、そちらを見ていただくことはできるかと思えます。以上です。

【池田会長】 ありがとうございます。

パンフレットは文化財課に行きましょうということです。

【中嶋委員】 よろしいですか。その点についてですが、パンフレットは今の時代だったら、みんなPDFにして誰でもダウンロードできるようにしておくべきだと思います。印刷しなくても、それぞれが印刷すればいいわけだから。そのほうがお金もかからんし。でも、高齢者の方とかどうしても必要な、そんなこと絶対できんよという方があるんで紙版も要るんですけど、基本はそちらのほうへ移していったほうがいいんじゃないかと私は思います。

【池田会長】 ただ、そうです、おっしゃるとおりで、それはホームページのところからダウンロードできるということですよ。もう一つは、例えば御高齢者の方がどうしてもパンフレットが欲しい、これが見たいんだけどと言ったら、文化財課に来ていただければ、そこからダウンロードしてお渡ししますよでいいんじゃないかなと。だから、あえて紙版が必要かどうかという問題点ですよ、今後。

ただ、1つは要るんですよ、紙版って。全くなしにすると恐ろしいんで、この間の9・11、アメリカのビルのところで全部なくなっちゃったわけですよ。だから、アメリカはあえて紙版を国じゃなくてインドで作らせているというぐらいやっぱり紙を何とかして持っていましょみたいなところはあるんで、全くゼロという、元がなくなっちゃうと怖いので何か1つだけはある感じ、必要かなあという感じで。あとはふだん使いつて変なんですけど、ふだん必要な方には、ここはホームページやホームページからのダウンロードというのが一言入っていれば、多分皆さん誰もができるという感じで。

御高齢者の方は市役所まで来ていただけたらとか、あるいは観光協会に来ていただければそこでお渡ししますよ、ダウンロードいたしますよと、自分でできない方とか。あれは道具が要りますよね、プリンターから全部要るから、そういうようなことに変えて、今後の方向性としてはそういう方向性になるでよろしいでしょうか、皆さん。何かもっといい方法がありましたら。

でも今は、本当に紙がなかなかないと思うんですけど、でも歩いているときに、私たちはスマホか何か持っていけば、タブレットを見ることができんですけど、無理ですよ

ね、御高齢者の方に……。まだまだそういう方がたくさん小牧山にはいらっしやっただけで、すごく麒麟のあれで物すごい人が入ったとおっしゃっているんで、ぜひともそういう案内板とか、ついでに小牧市のPRもできるということです。

ほかに何か御意見。これに関しましてありましたら。

【小野委員】 ホームページなどで公開すると、文化財とか仏像とかに興味ある人ですごく増えているのでかなりアクセスされるかなあと思うんですけど、つまり行きたいという人が多く出てくると思うんですけど、実際に行って拝観できるのか、完全な非公開なのか。こんなのありますよといっても、どれも見られないというような残念感だけが伝わることはないように確認して、これは要予約なのか非公開なのかというのが明示されているといいのかなあと思いました。

【池田会長】 その問題点は、後でついでにやっていただけると。

【西川委員】 あと、画像を示して現状を伝えますよね、そのときに随分変わっている。例えば清流亭の藤の話でも、清流亭そのものはもうないんですよ。だから、よく撮るのは欄干、橋の辺から清流亭をバックに藤の花が咲いている時期がいいと思って撮るんだけど、その市のほうで示している写真と実際、現状はどうかというと、随分変わっている場所がある。例えば、高根遺跡なんかは昔は山の中で、結構あれであまり建物もなかったんだけど、今はというと、周りががらっと変わっちゃって、高根遺跡を囲うように駐車場やら家が建つようになっちゃったんですけど、そんなものは、現状なんかをちょっとお伝えするような形が写真でも、実際変わってきたものがあれば載せるといいなあということはちょっと思いますけれども、景観が変わっているものが大分あるから。

【池田会長】 今のところ、小野先生の関わりですけど、非公開の仏像なんかを載せられないので、前立ちがあれば前立ちが載せられるんですけど、ちょっとそういう辺りですね。ホームページは今ちゃんとやっているのかどうか分からない、一応所有者さんにこの画像を載せていいかとかいうことはチェックをひとつお願いいたしたいと思います。

【小野委員】 国指定になると、この像も多分見たいという人が相当出てくるのかなあと思うんですけど。

【池田会長】 ちょっとその問題は後で、もう一個教育の問題とちょっと関わってくるので、また審議したいと思います。

以上で、じゃあ、案内板に関してはよろしいでしょうか。案内板というかPRに関して、案内機能です。

(意見する者なし)

次に、4ページのところなんですけれども、講座に関しまして何か御意見ございませんでしょうか。

若い世代や子供向けの講座を実施したいとかと書いてあるんですけど、現状はいかがですか。子供向けにしたいということは、この受講者の方々というのは、どのぐらいの年齢層なんですか。ちょっと教えてください。お願いします。

【事務局（浅野）】 こちらにあります古文書講座ももちろんですが、歴史文化基礎講座等々につきましても、やっぱり御高齢の方が多くなっております。

子供向けといたしましては、今回はちょっとコロナの関係で中止になりましたが、夏休み食講座というのが親子対象、こちらの文化財巡りのほうも親子でということではしてあったんですけども、実際に参加される方は高齢の方が多いという状況になります。

なかなか小学生、中学生、高校生でもいいんですけども、向けのこういったものというのが、講座って難しいと思うんですが、愛知文教大学さん、いろんな先生方も見えますしノウハウもありますので、また来年度も、予定では委託をして事業を実施していく予定をしておりますので、またいろんなお知恵を拝借しながら子供向けのもの、子供さんたちが興味関心を持って郷土愛を育てていただけるようなものにしていききたいなあというふうには考えております。

こういうことをやったらいいんじゃないかとか、こういうものもあるよということがもしございましたら、またお知恵を拝借したいと思いますので、よろしく願いたします。

【池田会長】 多分、ここに先ほどの公開とか、そういう問題が入ってくると思うんですけども、一つは指定された文化財って、どこかで見せなきゃいけないというふうではなかったでしょうか。

お願いします。

【事務局（浅野）】 市以外、国・県もそうですけれども、指定されたものにつきましては公開はお願いということになると思うんですが、命令ではないんですが、公開をしていただきたいということはあると思います。

なので、なかなかそういったものを全て見て回るようなツアーを組んだりとかというのは難しいかと思いますが、そういったものでも、先ほどもありましたようなホームページだとかパンフレットだとかいうものでも周知をしていきたいなあというふうには思っております。

【池田会長】 ありがとうございます。

その件に関しまして、例えば公開をしていただきたいという希望、指定するに当た

って、何年間に1度は必ず公開していただきたいという、特殊な秘仏というのがありますのでそれは難しいんですけど、できたらそんなふうになにかこの社会に、この地区に返していただく。

それから、子供向けにわざわざ講座を開かなくとも、その文化財が見せてもらえるというところで何か学校から活動をしていくとか、そういうこともできないかなあと思うんですけど、いかがでしょうか。学校の先生あたりにそれを振ります。

【森川委員】 では、よろしいですか。

計画を立てなきゃ子供を外に連れ出すのはなかなか難しいので、かなり前から分かっていれば、あとどの学年がいいかというのも学校で検討しながらとなると思いますので、とにかく早く、公開の情報があつた上でだったら可能かなあとと思いますが、突然これから……。

【池田会長】 今年、来年とかそういうのじゃなくて、今後ヨーロッパなんかだったら、やっぱり子供を連れてそういうところをみんな回って、ここはいろんなものはないんですけど、そういう学芸員さんが紹介するという授業なんかがあるんですけど、せっかくたくさん資料を持っていても、恐らくここに住んでいても生涯、本当に子供のうちに一回も見たことがないとか、そういうものが出てくるかなあとというのが。それで、何かこの辺りのところで見せてあげられるようなのがあると。例えば、郷土の歴史とかという授業が何年生からかな……。

【藤岡委員】 3年生。

【池田会長】 3年生、それはどこへ行くんですか。

【藤岡委員】 3年生で郷土の歴史みたいなことで近くを回ったりだとかというのはあるんですけど、ある程度堪能な人がこういうふうだよだとかアドバイスが入ると、じゃあ回ろうかになるんだけど、そうじゃないとなかなかというのがつらい部分なんかが出ているのは確かなので、できるだけその情報もまめに学校に還元できるのかなということも思っています。

【藤堂委員】 賢林寺の指定されたあれは、非公開ですか。

【中嶋委員】 秘仏じゃないですか。

【小野委員】 頼めばだけど、一般の人が頼んで見せてくれるかは……。

【池田会長】 そうそう、そこが問題なんですよ。

【西川委員】 それは、駄目だと思う。講座でみんな集めて何うということをして職さんに事前に予約を取って、いついつ何月何日行きますということで行くと、もう全部開いてくれて、待っていてくださいますけれども、ホームページで一般の人が見てということも難しいですよ。



【藤堂委員】 あれ、実は江戸時代に何年になったかな、50年だったかなあ。

【中嶋委員】 60年に1回。

【藤堂委員】 60年でしたかね。

【西川委員】 うん、御開帳のやつね。

【藤堂委員】 御開帳があつて、そのときには、あそこの境内で相撲を取ったりして、すごいたくさんの人が集まってくるの、近隣の人がね。だから、お祭りみたいになっておる。だから、そういう秘仏なんだわ。でも僕、行って見せてもらったら感動した。やっぱりね、立派な。だから、ぜひ皆さんに何年か1回かにそれを公開する場を、今言われたように市としてもお願いして、できるといいね。

【事務局（坪井）】 すみません、賢林寺さんにつきましては、主に檀家さん向けとなっているかと思うんですけども、年2回公開はされているそうです。なので、ただ、広く公開しますというのは、宣伝というかPRをされていないとは思いますが、それでも。

【池田会長】 それももうちょっと、何か市とうまくタイアップして協力してやっていただければありがたいと思います。

【中嶋委員】 私が最初に頼みに行ったときは、60年に一遍の物すごいお金をかけた催しをやらなきゃいけないから絶対あかんという、けんもほろろに断られたんです。もう何十年前ですけど。それから比べればすごくよくなってきているので、こういうふうによく使っていけたら。

【池田会長】 先ほど賢林寺さんの新住職とおっしゃったけど、住職さんが、あれは持ち回るお寺なんですか。それとも世襲で行くところなんですかね。

【西川委員】 新しく見えた方なので、もともと北里の藤島地区にいたという方ではないから、お寺なんてどこもそうだと思うけれども、世襲でずうっと代々我が子にというのは、同じあれが行きますけれども、ほとんど、市内だとほかから見えた方も何件かあるから、それは宗派の関係で、例えば曹洞宗だと、いずれ修行してどうのこうのした方がたまたま空きがあつてというようなことでぽんと来ることもあるし、だから世襲がしっかりしていないところはみんなほかから来る方が多いんですよ。

【池田会長】 そうですよ。だから、日蓮なんか大体回るし、それはもう宗派によって違うので、ただ、賢林寺の場合はたまたま新しくなったという感じです。たしか、あそこの宗派だと世襲だと思ったんですけど。でも、そういうこともありますから、前の住職さんのときに御指定を受けちゃったけど、新しく住職さんが替わられたら、その前のお約束が全部破棄ということのないように、恐れ入りますけれども、よろしくをお願いします。

これで、大体ちょっともう少し計画的に開放していくという形で、もう少し学校教育と組み合わせていただけたらありがたいというふうに思っています。

次に参ります。

6 ページになります。

6 ページのこれは、もう主郭の整備計画なので、基本計画で、特に御意見というのは、何かここに加えるものがございましたら。

考古、発掘ですから、何か。

【中嶋委員】 いや、特に。そうですね、ありません。

【池田会長】 こっちはないですよ。

(他に意見する者なし)

それでは、特にないということで、そのままお願いいたします。

最後は、企画展等開催による小牧山の歴史的価値や魅力の啓発ということで、これに何か御意見はございますでしょうか。小牧山の歴史的価値・魅力の啓発。

でも、今はオンラインで小牧山の四季とか、そういう写真が載っていますので、あと、特に小牧山城へ行ってみましようというぐらいしかないんですけど。ほかに何か新しくこういうことをしたら、もっと小牧山のあれがあるんじゃないかとかというのがございましたら、ぜひ。

すごく言われるのは、今やっている大河ドラマの、小牧山がちょっと説明があったときがあるんですよ。何月が覚えがないので、あったらしい。もう忘れちゃった。そうしたら、突然小牧山にたくさんすごい人が来てという話を、何かすごかったらしいですよ、その後の日曜日か何か。だから、そういうようなことが突然あると、大変うれしいような大変だと言っておっしゃられたんですけど。特にそこで、せっかくあるんだったら、ああいうのも使いたいなあという。何と言えいいか、観光ばかりではないんですけど、やっぱりもっとよく知ってもらいたい。

今まで小牧山というのは、山があって、そこにお城が造られているだけのものだった。でなくて、もっと深く、信長との関わりが強くあるというのとか、それから、もう何度も何度も出ている発掘で分かってきたところのいわゆる石垣の造り方がもうあそこで早く出ていたとか、何かそういうような問題がもう少しまとまってくるといいかなあという気はするんですけどね。散発的にこっちにあって、それとそれの2つがうまく結びつかないというところですよ。だから、そこも啓発には何かいい方法がございましたら御意見いただきたいんですけど。

【藤岡委員】 6 ページの内容等も関係するんですけど、発掘の成果を早速れきするのほうにもどんどん反映をさせていただいて、現地説明会の内容が限りなく早くれき

しるに反映できるようにということで、また御協力をお願いいたします。

【池田会長】 れきしるのワークショップ、これですよね。

森川先生、何か。

【森川委員】 すみません、子供たちという観点で見ていくと、せっかく市のほうで1人1台タブレット端末を入れてもらって、今は使い始めているところなんですけれども、まずそのバーチャルばかりを見ているというのは実はとても嫌なことで、これを子供たち1台ずつ持って、例えばうちの校区だと小松寺さんとかもあるんですけど、小松寺さんまで行って、QRコードとかの出発点を子供たちがそれを見たら、そこで開帳されていない仏像でもこここのところにあるんだよというバーチャルな映像が出たりとか動きが出たりとかいうのが出ると、多分印象づくと思うんですね。特に自分の校区にこういうものがあるんだと。

深く考えるのはその後のことになるので、細かい説明がその場所にあってもなかなか子供たちよう読まんというのものもあるんですが、印象づくで、そこから子供たちが自分の郷土の歴史なり文化なりに興味を持つスタートになると思うので、なかなかお金もかかって大変かと思うんですけど、やれるといいなあというあれで、姫路城なんかでいくと、スマホを持って行って何かやると、スマホを通して見ると江戸時代というか、創建当時の風景がスマホを通して見えるような仕組みがあるかのようなのをテレビで見たことがあるんですけど、そんなようなイメージで、教室でバーチャルな画面を見てもあまり意味がないんですけど、現地に行って昔こんなふうだったなあというバーチャルを見るのというのはすごく意義があると思うので、そんなことができると夢のような話かもしれませんが、面白いかなあと思っています。

【池田会長】 さっきの案内板との関わりもありますよね。

【小野委員】 そう、案内板に最近ありますよね、QRコード。

【池田会長】 何か御意見はありますか。

【事務局（浅野）】 観光協会さんと、シティプロモーション課のほうの事業になるんですけど、小牧山の中の何か所かにQRコードが設置してあって、これを映すとそのときの情報だったりとかイラストが出たりとかいうことで多少取組はしておりますので、そういったものもさっき御指摘がありましたように、ほかのところ、ほかの文化財でも広げていけると子どもさんたちにもそういうことで理解できるかなあ。

ちなみに、タブレットってQRコードを読み込んで何か出るような仕組みになっているんですかね。

【森川委員】 機能としてはあると思いますけど、通信環境が学校の中は全部つながっているのいいんですけど、例えばその文化財のあるところにフリーWi-Fiの

スポットとかをつくってもらえれば多分可能かもしれませんね。

【事務局（浅野）】 なかなかしっかりした費用になりますので、ちょっとそういう難しい問題もあるかと思いますが、一つの案として考えさせていただきます。ありがとうございます。

【池田会長】 ありがとうございます。それじゃあ、主郭地区に関しては終わりました、次のれきしるの企画展の開催、これは終わりましたので、次のところをお願いします。

8ページのところは終わって、9ページのところなのですが、歴史ガイドボランティアと連携した展示品・文化財の解説というところでよろしいでしょうか。

9ページ、最後なんですけれども、これに何か御意見ありますか。

歴史ガイドボランティア、これは歴史館と小牧山のれきしるのところでガイドボランティアが行われているということで、小牧山の2つの間はどうなんですか。

【事務局（浅野）】 基本的には、れきしるこまき、あるいは歴史館を拠点にしてのガイドなのですが、もちろんお客さんの中では道中もということがあれば、下から上まで案内しながらということもありますし、あと、観光協会さんのほうでもガイドボランティアを設けておりますので、そういった方だと駅から例えば小牧地区を歩いて小牧山だとか、あるいは小牧山で待ち合わせして、説明しながられきしる、歴史館へ行くということもやっておりますので、施設だけではなく、山の説明も行っている状態です。ただ、今は、コロナの関係で全て停止しているという状況であります。以上です。

【池田会長】 これは予約すればやってもらえるということですよ。

【事務局（浅野）】 すみません、観光協会のほうは予約が要るものと要らないものと2つあります。れきしると歴史館のほうにつきましては、基本的には土曜・日曜に館にいて、お客さんに対して説明を行うというものですので、特段予約は必要ないという事業になります。以上です。

【池田会長】 土・日に必ずそこにいらっしゃるということですよ。

何か御意見ないでしょうか。

その観光協会の方のガイドボランティアの内容と、そのれきしるとか小牧山でのガイドボランティアの内容というのはちょっと違うんですか。実際にはどうなんだろう。

【事務局（浅野）】 観光協会のボランティアは、観光というとやっぱり真面目なところばかりではなくて、少し表現を膨らませたりとか楽しく面白いくところもありますし、歴史だけではなくていろんなお土産だったり食べ物だったりとかいろいろな

ものを紹介しながらやっていきますので、多少史実と必ずしもそぐうということではないところもあります。

れきしる、歴史館につきましては展示品の解説だとかということになってきますので、もちろん全てをかちかちにやるわけではないんですけれども、それぞれの方々の技量にもよりますけれども、基本的には史実に沿った、展示の内容に沿ったような解説をしていただいているというふうに理解しております。

【池田会長】 ありがとうございます。

いかがでしょうか。この件に関しまして御意見ございませんか。

これ、難しいかなあと思うんですけど、観光協会のしていることと、あそこでやっていることが異なるわけですね、内容的に。お土産とか何かはそりゃ変わらないけど中身が異なるんですよ。その辺のところでは何か規制は、規制というとおかしいんですけど、ここのところは最低ガイドラインでそろえましょうみたいなところはあるのでしょうか。ガイドさんがここは必ずやりましょうとか、必ずここだけはこういうふうに「かな」で言いましょうみたいな、そういう基本的なところってあるのでしょうか。著しく違った場合、怖いですよ。

【事務局（浅野）】 特段その観光協会さんのガイドボランティアに対して何か提示したりとかはないんですが、もちろん市のほうで作っているパンフレットですとか解説したものだとかというものを基に各自勉強されて話されていると思いますので、全く違うことを言っているわけではなくて、多少表現を膨らませたりとか面白おかしくというほどではないんですけれども、そういったような表現ということだと思っておりますので、違うことを言っているということではないです。以上です。

【池田会長】 大丈夫ですね。

この前のガイドさんすごく面白かったのに、今日のガイドさんはとか、何かそれはありそうな気がするんですけどね。そういう辺りでの、ここで教育をするとか書いてあるんです……。

【藤堂委員】 講習会をやっていますよ。

【池田会長】 講習会をやっているところで、何かもうちょっとここまでは膨らませてもいいよとか、何かそういうようなものがあつたら著しく差はつかないと思うんです。多分面白いほうが、いろいろ膨らませた面白いものを聞いているほうが楽しいと思うんですけど、それでその辺りのところをちょっと、ある程度は統一、統一っておかしいんだけど、この辺はちょっとというのがあつたほうがすごく跳びはねちゃつたら怖いなあというところが少しありますけど、いかがでしょうか。研修会の際にも、ちょっとそういうところでお話しします。

ほかに御意見はなかったですか。どんどん進めていきます。

これで以上でこの件に関しては終わらせていただきたいと思います。何か御意見。

(意見する者なし)

それでは、議題の2番のところの御意見は終わったので、議題の2の令和3年度教育委員会基本方針重点施策について事務局の説明をお願いいたします。

【事務局（浅野）】 続きまして、議題の(2)令和3年度教育委員会基本方針重点施策について御説明をさせていただきます。

資料2のほうを御覧ください。A4の1枚ものになります。

教育振興基本計画は、平成29年度から令和8年度までの10年間の方向性を示しており、本市の教育が目指す方向や具体的な施策を明らかにしております。

一方、この教育委員会基本方針は、この10年間に示された施策、取組のうち、令和3年度の予算状況等を勘案して、令和3年度に行う重点施策を取り出しております。教育振興基本計画が10年間という長期的なものであるのに対しまして、教育委員会基本方針は単年度に実施する、より具体的な施策を示したものとなっております。令和3年度の重点施策として、文化財課、小牧山課に関連するものを抜粋して御説明をさせていただきます。

基本目標8. 郷土の歴史・文化の保存と次世代への継承であります。

具体的な取組とその内容についてですが、施策の33に当たる文化財の保護・活用の具体的な取組として文化財の指定・保護。その内容として、文化財保護審議会において、新たな文化財を見いだす調査を行い、指定・保護を進めることを決めました。

施策34としまして、歴史・文化財・生活文化についての啓発・活用の具体的な取組としまして、古文書・歴史に関する講座等の開催。その内容といたしまして、古文書や歴史に関する講座等を開催し、幅広い世代が興味を持てるよう、内容の充実に努めることを決めました。

施策の35. 小牧山の整備・活用の具体的な取組といたしまして、主郭地区整備基本計画の推進では、その内容といたしまして、歴史館周辺を5つの工区に分け、主郭地区の発掘調査成果を基にした史跡整備工事を順次行うとともに、引き続き小牧山城の調査・研究を進めること。

資料の展示や体験・講座による小牧山の歴史的価値や魅力の啓発といった取組につきましては、小牧山城史跡情報館れきしるこまきにおいて、最新の発掘調査成果の公表や企画展・ワークショップ等を開催し、来館者への小牧山の歴史的価値や魅力の啓発に努めることを決めました。

施策の37. 市民との協働による歴史・文化の継承活動の展開に当たる具体的な取組

といたしましては、歴史ガイドボランティアと連携した展示品・文化財の解説。その内容といたしましては、小牧山城史跡情報館れきしるこまきを拠点として、展示資料や小牧山の解説を行うことを決めました。

以上、簡単ではございますが、令和3年度教育委員会基本方針重点施策の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【池田会長】 ありがとうございます。

それではここに関しまして御意見ありますか。まず1番最初のところの新しい文化財を見いだす調査をするということなんですけど、計画は具体的にはまだないということですよ、来年ですから。

【事務局（浅野）】 先ほどの令和2年度の調査の中で、令和2年度の評価の中で今後の取組の方向性とありましたように、例としましては、創建の古い寺院等を回るといようなことで新たな文化財発掘ということを考えております。以上です。

【池田会長】 ありがとうございます。

ほかにこの辺に関して御意見ございますでしょうか。古い寺院をとにかく見て、その中で出してもらうという形ですよ、宝物・重文と。

ないですか。

（意見する者なし）

次、古文書に関する歴史の調査。講座を行うということなんです。これは先ほどもありましたように、子供向けとかそういうことですよ。これに何か、こういう講座はというのはありますか。特に、来年開くんで。

【増田委員】 すみません、いいですか。私、教育じゃないから言ったらおこがましいんですけど、夏休みに子供用に自由研究の参考になるということで講座を開いていただくと、子供にとってはすごくありがたいし、親にとっても夏休みの長い期間を何とか潰せるということで、せっかくですから先生方もおられるので小学校でも案内してもらえとか中学校でも案内してもらえと思っておりますので、それをうまく伝えてもらえたらと思います。

【池田会長】 それはありがたい御意見です。

特にないですか。

（意見する者なし）

じゃあ、これで終わります。これは来年度。

次に3番目、主郭計画、これはもう5つの工区で今何番目なんでしょうか。

【事務局（浅野）】 歴史館の周りを5つの工区に分けておまして、順次設計、工事のための設計をつくったりとかしておまして、まだ今年度設計のほうは2つ終わ

っております。来年度、歴史館の北側のところをの整備工事をやる予定をしております。5年後、令和7年完成ということで、順次設計をしながら工事をしていくと。途中途中でどうしても工区と工区の間で分からない分については、追加で調査を少ししながら進めていくという予定をしております。以上です。

**【池田会長】** これでもよろしいでしょうか。ここは何か御意見ないですか。

(意見する者なし)

じゃあ、次に行きます。

資料の展示、体験・講座による小牧山の歴史的価値、これはさっきのなんですけれども、小学校は行っていますよね。だから特にないですという感じかもしれない。

最後、ボランティアと連携した展示品・文化財の解説です。文化財、れきしるで出しても小牧山関係ばかりですよね、基本的に。だから、特にないですよね。

それとも、もっと小牧山に皆さんに入っていたきたいということでしたら、例えば小牧山の魅力みたいなのがもっと発信できるといいですよ。ここは春にはこんなにいいのがあるとか、夏はこういうふうだとか、そういうようなものがあれば、もう少し魅力が皆さんのところに、小牧山に入っていたたく魅力。あとはこのぐらいですか。

では、ここの御意見は特にございませんでしょうか、ほかに。

(意見する者なし)

それではこの2番目の説明、令和3年度教育委員会基本方針重点施策については終わらせていただきます。

それでは、3番目のところに入っていきたいと思いますので、3番目のところは愛知県指定天然記念物大草のマメナシ自生地保存活用計画について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

**【事務局（坪井）】** こちらの議題、資料の3番、保存活用計画書（案）になります。

こちらの保存活用計画につきましては、前回の会議でも議題として御審議をいただきました。そのときに計画書の案と、当日配付をいたしました表で説明させていただきました。その会議でいただきました御意見とか、改めて事務局での内容の見直し、検討、また県の文化財室にも見ていただきまして、指導を受けて、今回こちらの資料を提示しております。

主に、この中で黄色くマーカーした部分がありますが、その部分が前回よりも追加をしたり修正したところを示しております。

では、ざっと御説明をさせていただきます。

まず、1ページにつきまして、この1章の部分ですけれども、マメナシにつきまし



て、ここの自生地だけではなくて、県内の他市の状況ですとか県外の指定状況の記述をいたしました。

2ページに移りまして、3番としております計画の対象範囲、本自生地と、あと樹林の関係で指定地の南側の部分も対象範囲としました。

4番としまして、計画の策定経過ということで、この審議会で議論、審議をしたということと、あとは皆様方の名簿を掲出してあります。

5ページに移りまして計画の実施ということで、先ほども申し上げましたが、今年度策定して来年度4月1日から計画として発効していく予定を考えております。計画期間は10年ということで、国の保存活用計画につきましても、その期間でありますので、それに倣っております。10年たてば、また見直しするということでもあります。

3月に策定した時点で、県の文化財室のほうにも提出いたしますので、そこで恐らく提出した後、県からは、これに従って今後保存活用していってくださいというようなことになるかと考えております。

現在、このマメナシ自生地を含む周りで、太良まめなしの里という公園の整備をみどり公園課のほうを担当して進めておりますけれども、一部この自地に係る部分で現状変更が生じる計画があります。その太良マメナシの里の整備の概要、どのようなものを造るか、図面とかができましたら、それを追加して愛知県の文化財保護条例の規定に基づく保存活用計画の認定を申請することを見込みとしております。

では、続きまして6ページに移りまして、2章、本自生地の概要を書いた部分。前回も、このような記述がりましたが、ほとんど文章だけでしたので、図や写真などを増やして分かりやすくいたしました。

では、少し飛びますが、17ページです。

こちらは3章です。マメナシの保存の現状と課題とした部分ですね。

こちらにつきましては、前回の中で審議、議論のありました植樹した可能性のあるマメナシにつきまして、前回の会議の後、検証を行いまして、その検証結果を記しております。こちらのページには概要を書きまして、巻末のほうで、その検証経過を示した巻末資料として上げております。

次に、19ページに移りまして、ここに書きましたマメナシの位置を示したものと、19ページ以降でマメナシの現状につきましてどのような施設があるかということを説明しておりますので、それとの共通した図にしておりますけれども、マメナシの現時点での状況と施設の状況を示したものを、これは図のところで黄色くマーカーするのが抜けておりますけれども、これも新しく作成した図であります。

その左側の18ページの表につきましては、一部、平成29年に調査したときのデータ

であります。後半のほうは調査データなしというふうになっておりますけれども、実際に策定するまでには測れるところ、数値ですとかはもうちょっと入れていきたいと考えております。

マメナシの状況ということで、植樹した個体の検証については少し説明をしたいと思います。

巻末資料になりますが、86ページ以降で検証の経過を示しております。

検証の対象といたしましたのは、主に22番以降のマメナシと、あと19番、指定当時のものなのか、後から植えられたのか、生えてきたのかが、どちらかが不明になっていたという19番を加えて検証いたしました。

まず、25番から29番の5つの個体につきましては、88ページ以降を御覧いただきますと、文化財課に残る古い写真を探しておりますと、この幼木が植わった状況の写真が出てきましたので、それと現在の状況を比較して検証を行いました。

88ページの写真の1、平成21年の4月に撮影された写真なんですけれども、2つの幼木が並んでおりまして、周りによくいとロープで囲って保護してある状況で、ロープが乱れていますので、植えた直後の写真ではなくて、何か月、あるいは数年たったときに撮った写真と考えられますが、あと下の写真の2というのが昨年12月に撮った現在の状況です。比較するために同じ角度で撮るとよかったですけれども、実際、マメナシが大きく成長しておりますので、同じ角度で撮ると検証の手がかりとした背景が隠れてしまいますので、少し角度を変えて撮っております。

検証としましては、マメナシの後方にあります樹木Aとした、ちょうど柵の手前にある木と、柵の向こう側にあります樹木B、そして柵の手前にありますコンクリート杭、この辺りの木の形と位置とを判断して、現在、25、26としているものが、上の写真のときに人為的に植えられたものであろうと判断いたしました。

それと同様に、89ページの27番、90ページの28、29も同様な形で検証いたしまして、この5個体については植樹されたものであろうということで判断をしております。

次に、91ページに上げております19番としておりました個体につきましては、図の2番として上げております。その中で黒い丸で示しております17、18、19、20、こちらの個体の位置関係につきましては、当初に作られた図の位置関係です。その位置関係と、あと二重丸にしておりますのが現在生えている、これまで19番というふうで考えられていた個体になります。

それで、実際、図面上の計測になりますけれども、本来の元の19番、今は現存しない19番と、近くにありますが17、18、20のそれぞれの距離、位置関係を測りました。例えば19と17の間では、図面上の計測になりますけれども、4.2メートルありました。

実際に現地で19と疑われている個体と17番を測りますと3.4メートルしか、同様に20番と19番では、図面上では本来11.6メートルあったのが現地では9.8メートル、同様に19と18では、5.7メートルあったのが、現在では3.8メートルしかない。

ちょっと誤差と言うには数値が開き過ぎているなということで、現在、これまで19とされていた個体につきましては、もともとの19ではないというふうに判断をいたしました。ただ、こちらの個体につきましては、先ほどのような写真がありませんので、植えられたものなのか、または現在でもこの辺り、結構実生が出ている部分ですので、実生が育ったものなのかがはっきりとはしなかったという状況です。

次に、92ページに移りまして、22番から24、31から34、こちらにつきましては盛土の上に現在植わっている個体です。こちらにつきましては、先ほどのように一個一個の植樹されたであろうというような個体の写真はなかったのですが、写真7に示しました、これは平成20年の4月に撮影した写真と、写真8、下の部分、こちらは現在の状況です。

下の写真につきましては、元からあります2番、3番、4番がもう滅失してしまったんですが、5番と、あと写真でいうと右側になります、22番と23番と31番が写っております。上の写真、平成20年4月の当時では、その部分に幼木らしきものも見当たらないという状況です。現実として、今、この22、23、31がありますので、植えられたのか、自然に生えたのかにしても、この20年4月以降に芽が出たのか植えられたのかということになります、この後、4か月後に市の指定となって、その3年後には県の指定となるんですけれども、市の指定は数か月しかありませんので特に触れていないんですけれども、3年後にあります県の指定時にも、どこどこにマメナシがあるというようなことは転記をしていない状況でありますし、またそのほかに1番から21番の個体につきましては、結構、事務局のほうでも成長状況ですとか記録を取ったりしておるんですけれども、この分については、一個一個記録を残すというような、そのような写真が、記録が取っていないということ。また、現状といたしましても、これまでにここで実生が出ていることはないというような状況。または、ほかの実生が出る状況を見ますと、ある程度まとまって実生が出て、そこから育っていくというような状況がありますが、これまでに盛土部分で保護したことはない。あと、これらが生えている7個体は、一部ちょっと離れているのはありますが、どうも10メートル間隔、ある程度の間隔を置いた状況で生えているということで、ちょっと不自然な状況であるということで、植えた当時の写真はないんですけれども、状況から考えて、極めて植樹した可能性が高い個体であるというふうに判断をしております。

そのほか、30につきましては、こちらについても植樹したものか、実生から育った

ものかが判断ができないという状況と、あと36と38については、実生から育っていった可能性が高いということで、22番以降プラス19とされていた個体について、検証を行いました。

個体の説明で長くなりましたが、次に戻りまして、31ページからまた進めますが、(4)番、31から35ページ、こちらはマメナシ自生地の現状について。前回につきましては記述がありましたけれども、写真等はありませんでしたので、写真を加えて分かりやすくしております。

37ページに移りまして、自生地の課題といたしまして、マメナシにつきましては、植樹したマメナシ、こちらは先ほど御説明いたしました5個体と7個体の計12個体になりますけれども、自然状態から実生、生育したものじゃないので、自然状態での世代交代という、この自生地の価値を脅かすものである、除去を検討する必要があるということと、あと盛土につきましては、エコトーンを分断して実生の発生を妨げているので除去する必要があるということで課題を上げております。

続きまして、41ページ、6章の運営・体制の整備の現状と課題。こちら、みどり公園課で進めております太良まめなしの里の保全につきましては、地元の自治会が管理団体として取り組む計画で進められておりますので、本自生地につきましても、現在はないですけれども、自治会に協力や参加を依頼してはどうかということで記述をしております。

次、7章、42ページになりまして、こちらは丸ごと新たに書き加えましたが、本自生地の保存活用の基本方針としまして、考え方、基本方針を載せました。

基本方針といたしましては、保全活動の継続の実施と、これまでも民間の団体の方ですとかが携わっておられます、来ていただいておりますので、その関係者の連携を図るということ。あと2番といたしまして、調査・研究を継続して実施していくと、そのような結果を保存活用に活かしていくと。3番といたしまして、情報発信を進めていくということで、基本方針を上げております。

それで、次に44ページに移りまして、保存管理の方法ということで、前回の会議では一番ここが議論になったところで、植樹したマメナシの取扱いなんですけれども、そのまま残してもいいのではないかとということと、やはり撤去したほうがいいのではないかとということで前回の会議では議論をしていただきましたが、事務局といたしましては、先ほどの課題のところでも申し上げましたけれども、本自生地の価値といたしますか指定理由になっておりますが、自然更新がされている自生地ということがありますので、植樹したマメナシは取り除いていく、撤去していくという方向を上げております。

また、盛土につきましても、自然更新ができる状態を妨げているということでありますので、本来なかった土でありますので、それを除去して本来の地形に戻して、そのような環境をつくっていきたいということで、盛土も撤去するという方向として考えております。

次に進みまして、50ページの部分になります。

現状変更等の行為、許可基準の中でちょっと記述が分かりにくかったということで書き換えたところと、あと一番右の欄で許可権者、どこが許可を出すのかという部分を付け加えております。

次に58ページ、12章に移りまして、調査の概要、下の表の12の部分ですが、前回の資料では作業的なことしか盛り込んでおりませんでしたので、今回、調査ですとか観察会等のこと、あと点検につきましても、施設の点検ということだけしかありませんでしたので、マメナシであったり樹木の点検も随時行っていくというようなことでちょっと表の記述を改めております。

前回の資料との付け加え、修正につきまして、現在こちらの案ということで提示をさせていただきたいと考えております。以上になります。

【池田会長】 ありがとうございます。

それでは、この自生地保存活用計画について、一番大きいところは、前回の続きでいきますと、植樹したマメナシをどうするか、どう扱うかという問題ですよね。それから、盛土もされちゃっているんで、本来だったらもう少し低いところが上がっているということで、その辺りのところをどうするかという問題点だけというわけではないですよね。ほかにもご意見があると思いますので、今日のあまりにも膨大な資料だったんで、一体どこからやったらいいのか分からないんですけれども、取りあえず先回のものから片づけていきたいと思いますので。

それでは取るか取らないかということですよ、要はマメナシを。文化財としての自生地というくくりがあって、それをどういうふうに、この先どう持っていくのかという。まだ実がこぼれて出てくる可能性は物すごくあるということですよ、実生になって。今そこに、ちょうど本当に少なくなったときに発見されたものですから、マメナシがすごく減っているときに。だから、これはいけないと思って、マメナシのあの実を培養されて、そして小さな苗木にして多分入れられたと思うんですけれども、それが自生したわけじゃないものですから、その部分をどうするかということですよ。

植物の先生方に、まずは御意見をそれぞれいただいて、そこから私たちちょっと詳しくはあれなので、いきたいと思いますけど。

お二人、よろしいでしょうか、村松先生と増田先生。

【増田委員】 前日も言わせていただいたんですけど、今回、市役所の方が、こんな古い写真を持ってきて、植えた写真まで出てくるとは思っていなかったもので、これは非常に本当にありがとうございます。本当に御苦労をおかけしたと思います。

基本的には、別の京都大学の先生とか、首都大学東京の先生とかは、取ってきたものを植えると遺伝子の頻度がすごく変わってしまうというデータが幾つも出されていて、ここでも取ってきたものを植えているものですから、遺伝子の頻度的に心配なところがあって、できれば撤去していただいたほうが本当にありがたいと思いますし、予算がつくのであれば、この際、この時期に撤去していただければ、自生地という看板をちゃんと継続することができると思いますので、ぜひそのような方向で私はお願いしたいと思っております。

【池田会長】 遺伝子の型が。

【増田委員】 遺伝子が、例えば血液型みたいな感じで、日本人の血液型というのは、O型が遺伝子頻度は50%で、A型が40%で、B型は10%の頻度なんですね。その頻度の中から交配が起きて、AB型とか、O型とか、そういう頻度になっているんですけど、この中で例えば日本人の数が少なくなってきたから外国から入れてきましょうと、同じ人間だからということで。そのときにB型の人ばかりたくさん入ってきたら、O型の人とかA型の人が少なくなっちゃうんですね。そういうことが起きてしまうのが、今この状況になってしまうので、人為的な操作で遺伝子の形が変わってしまうというのは、ちょっと心配だということです。実際に伊豆大島なんかでは、取ってきたものをまいてみたら、遺伝子が全然違っているものが、偏りが大きくなってしまって、例えばO型の人だけが取れてきたとか、A型の人だけが取れてきたということがあるものですから、それをちょっと心配しています。

【池田会長】 どうでしょうか。

【村松委員】 難しいところですけど、今、遺伝子のことを言われたけれども、遺伝子は問題ないと思うんですけど、僕はそれを研究したわけじゃないけれども。ここに生えていた木の実生だから、遺伝的には同じ部類なので問題ないと思います。これだけ成長してきたマメナシを全部取り除くのは、やめるというか、そのまま残しておいてもいいのかなと思うんですけど。遺伝的にも問題ないし、同じところのものだから。ただ、自生地と言えないこともないけど、大きな目でいえばそれは自生とは僕は思うんですけどね。その地域のものであれば、多少は動いてもいいのかなという感じはする。そこまで厳密に色分けしなくてもいいような気はするんですけども。

ということと、あと盛土の除去も、本当はしたほうがいいのかと思うんですけど

ども、ただ除去した後のことを考えると、植生がまた変わって、要するに帰化植物のすごい勢力が増してくるんですね。これは絶対に起こるんです。今のままのほうが周りの植生は落ち着いているのかなということをおもうんです。土を取ると、絶対に帰化植物が圧倒的に増えちゃうんですね、今も多いことは多いんですけど。土を取るとはいいんですけど、取った後の植生は随分変わっちゃうのは確かです。

【池田会長】 その辺は、盛土に関してはどうですか。

【増田委員】 盛土ですか。実際に盛土に入っている土壌が、石がちょっと大きくて、普通の谷あい場、そういったところに雨が降って流れてくる堆積土壌とちょっと違うものが入っているものですから、実際のところどうかなというのがちょっと思っています。

あと、ちょっと乾いちゃっているんで、盛土のところが。乾き過ぎていて、柿が生えていたりとか、アカメガシワが生えていたりとかして、本来だったら谷あいの、谷筋に生えるようなものじゃないものが結構生えているものですが、それが変われば、もしかしたらマメナシの実生が、これから種がまた落ちて出てくる可能性はあるのかなとちょっと思っていて、このまま盛土を置いておいたらマメナシは出てこないとは思っています。

【池田会長】 危険性があるということですよ。

【増田委員】 難しいところなんですけど、やってみないと分かんないものですから。

【池田会長】 ということで、まず盛土を取っちゃうと植生が変わるという可能性の恐ろしさ、それから盛土がなくなったほうが実生が育つんじゃないかという御意見と、それから遺伝子が、要するに別のものというんじゃないかと、そこにある種から作ったんですけども、それでも違うものが入ってきているから、遺伝子の頻度が違ってくる。遺伝子そのものじゃなくて、遺伝子の中にAとかBとかといういろんな遺伝子が、そのAが今までは多いのが、ひょっとしたらBが多くなってしまふかもしれないという、本来の自生地のところであるべき頻度とは違う頻度に変わる可能性があるということで、それは取ったほうがいいんじゃないかという話ですよ。

【村松委員】 遺伝子が変わるというのはどういう意味なんですかね。

【増田委員】 遺伝子が頻度が変わるということがあるんですけど、ちょっとすみません、これは確率論的な問題になるんですけど、遺伝子の頻度がすごく変わってしまうと、次の世代に、その少なくなってしまった遺伝子が伝わらなくなる可能性が出てきちゃうんですね。今は人為的に取ってきたので、例えばもしかしたら同じ木から取っているかもしれないわけですね。そうすると、同じ木から取ったものがたくさんあったりすると、例えば誰かの、天皇家の家系だけが大量に増えてしまったりすると、

その天皇家の家系が増えた次の世代には天皇家の家系が多くなっちゃうわけですね。

【村松委員】 取ってきたのは種じゃなくて、そこに生えた実生なんですよ。

【増田委員】 それはそうなんですか。

【村松委員】 実生を取ってきているから、遺伝子は今言ったようなことは起こっていないはずですよ。

【増田委員】 実生を取ってきて植えたということですね。

【村松委員】 実生を取ってきて育てて、また元に戻したというだけ。そうじゃないんですか。

【事務局（坪井）】 中には実生があるかもしれないですけども、落ちている実を要はふやかして生えやすいようにして、それでよくホームセンターとかで売っている苗のポットといいますか、黒いちっちゃい植木鉢状のぺこぺこしている、それに植えて幼木を育てて、それを植えたのも。ほとんどそっちのほうが多いんじゃないかと。

【増田委員】 実生であれば、先生のおっしゃったとおりに、そこで出たものなので除去しなくてもいいと思うんですけど、種はちょっと心配です。

【村松委員】 種でも、そこで取ったのは同じことじゃないですか。駄目なんですか。

【増田委員】 例えば人為的に取ってくると、人がまいたから出やすい人と、人がまかれたんじゃないのに……。

【村松委員】 それは僕も前に言ったとおりで、多少確率がちょっと変わってくることは確かなんですけども。

【増田委員】 本当に心配しているのは、自生地というところに人為的なものが入っているということが、今回、調べていただいて分かってしまって、それが自生地と名のものがちょっと心配だなと思うんですね。その辺りは文化財的にはどうなのかというところですよ。

【池田会長】 発掘現場……。

(発言する者あり)

何かそういうのはあるんですかね、持ってきて。

【中嶋委員】 僕、専門的なことは分からない。考え方から言うならば、ここは実生から自然更新している環境だと、それが価値があると言っているわけですよ。そうしたら、本当は保護したいばかりにいろいろやってきたことで、その木も植えてしまったんですけども、切ってしまうわけじゃないですもんね。前に私ども、移設をさせてついでにやつがありますけど、そういうことで、ほかのところ例えば教育的な形でも使えるようなところでもいいし、持っていけば大切に、殺すわけじゃなくて持っていけば、仕方がないのかなという気はしますが。



【池田会長】 別にないですね、考古は。今の意見だったから。

郷土史的にはどんなことがありますか。

【藤堂委員】 全く分かりません。西川先生から。

【池田会長】 西川先生、何かありますか。郷土史的には何かテーマ。

【西川委員】 それは特にないですが、先回はたまたま僕の記憶だということ、おぼろげながら、つい波多野先生のお名前も使わせていただいて、そうやって大事に育てたやつを植えたということで、それは少しでも保存が長もちするとか、より景観的にもよくなるようにということをやったことだから妥当だなと思っていたけれども、よくよく考えてみると、本当の自然の姿をそのまま保存しているわけじゃなくて意図的なことが入ったということは果たしてどうかということを改めて思うと、今、市の側の提案があったことは妥当なことかなということをおもいます。

それから、今、立派に生えてすごく元気なやつがいっぱいありますよね。それは例えば、やれ何とか、市民会館だとか、いろんなどころとか学校に1本ずつ分けて、これはこういうものだよということ。ただ、別に自然の文化財的などころから抜いてきたという言い方ではなくて、育ててできた木を移植するというぐらいの言い方で、子供たちにも知ってもらおうということではいいかなと思うんだけど。

【池田会長】 そうすると、抜きましょうという御意見、取りあえずは植えてしまったものは抜きましょうという御意見が多いというふうな考えで。ただ、抜いたものも命あるものだから、先生がおっしゃるには、どこかほかに移植する場所を用意してあげてくださいねということですよ。

これは先生は取ることはどうなんだろうかね、抜くこと。自生地という名前が、すごく制限されてくると思うんですよ。移植して、自生ではないもんですから、そこら辺が1つ大きな点。自生地と名のするためには、移植というか人工的な植栽、植生したものはちょっときつかなと思うんですけど。命あるものはどうするかということです。

基本的に文化財はあるままじゃないといけないんですよ。いろんなものをくっつけちゃったら、それは指定の対象外になってしまうので、ちょっと難しい。多分、そういうことは。例えば仏像はよくありますが、手が取れていましたと。1本ないですと。くっつけましたと。それはもう駄目だもんね、くっつけちゃ。もう駄目なんですよ。ないままに保護する。ということは賢林寺もたしかそうでしたよね。直して、きんきらきんを取って、それできれいにして指定を受けたという形になっていると思うので。

【小野委員】 くっつけた場合も、そこをくっつけたと分かるようにしておいてくれ

ないと駄目ですね。

【池田会長】 そう、後でね。

【小野委員】 色を変えるなどして、ちゃんと後から新しくつくったよという記録とともに。分からないようになっていようでは駄目ですよ。

【池田会長】 そうしたら、それもそう。ここは後から。

【小野委員】 仏像の場合は、でも信仰の対象なので、手がないのはかわいそうといってつけてしまうことはあるけれど。自然の場合はどうなんだろう。私もちょっと考えたことがなかったから分かんないです。

【池田会長】 絵画の場合は、はつらなきゃいけないですもんね、後から貼ったものは全部。

【小野委員】 そうですね。

【池田会長】 だから大変なんですよ。

いかがいたしましょう。皆さんの御意見は、1人ずつ言ってもらうのは大変なので。どうですか、これ実生じゃないものは一度除いたほうが、自生地という名前にもふさわしいという考え方で、なるべく元来の形、一番本来のもともあった形に、原状復帰みたいな形にしたほうが、この名前に後からクレームがつかないんじゃないかなという気はするんです。今ならまだそんなに時間……、でも大分時間もたっていますけど。平成の初めでしたもんね、さっきの年号でいくと。そうすると、平成十何年のところと令和何年ですから、20年ぐらいの差があるので。またすごく大きくなりましたね、今びっくりしたんですけど。ずうっと見に行っていないから分からなかったんですけど、こんなに大きくなっているのを抜けるのかしらと、すごく思っちゃいましたけど。

【小野委員】 でも、抜くのも結構大がかりですよ。植えてという費用もかなりかかりますよね。移す場所も、水があるようなところは適しているけど、例えば学校にとっても、割と土が乾くところはどうかという心配はちょっとありますよね。

【池田会長】 どのぐらいの距離は動いてもいいんですか。

【増田委員】 割と最近分かってきたことなんですけど、ちょっと離れば大丈夫みたいで、あと距離的なもの。例えば小学校の運動場でも全然大きくなるんですよ。乾いていても割と元気なんです。芽が出ないだけで、移動しても大丈夫なんですけど。

【池田会長】 移植は大丈夫ということ。

【増田委員】 移植は大丈夫です。あと、例えば花粉が行ったり来たりしちゃったりするとか、種が鳥に食べられて散布されるというのも、実は距離が短いということが分かってきたので、600メートル離れば交雑もしないとかいう話になってきている

ようです。鳥が食べても、すぐうんこで出ちゃうので、1キロも移動しないから、1キロ離ればもう十分ということが分かってきました。

【池田会長】　じゃあ離れてあげたほうがいいということですよ。

【増田委員】　離してあげたほうが。

【池田会長】　近いところよりも。だから、小牧市内の学校で、例えば教育上、マメナシというのが小牧市に自生しているんだけど、このマメナシという木がたまたまあるから、学校で教材にして使いませんかみたいな形で。

学校は費用が問題なんで、どこがどう費用を出すかということなんで、その辺の辺りのことで御検討願えれば取ってよいという。村松先生、どうしますか。

【村松委員】　確かに厳密に言ったら自生じゃないかもしれないけど、そこまで色分けしなくてもいいし、これだけの膨大な費用をこんなところに使う必要はないと思いますよ。僕は市役所関係でよう言っていますけど、無駄金をむちゃくちゃ使っているですよ、尾張旭なんか。こんな無駄遣いするなと言ったにもかかわらず、大きな木を移植したり、何百万も使って移植したり、そんなことをするなと言っているのに、そういうことを勝手にやるんですよ。僕らの税金を使って、そんな無駄遣いをしてほしくないんだよね。これだけの費用、十何本あるでしょう。1本移植すると、何十万もかかるでしょう。それだけのお金をこんなところに使う必要はないですね。

厳密に言うと、それは自生じゃないかもしれんけど、これだけ育ってきたものを自生扱いして問題ないですよ、その実生で生えた木をちょっと移動して植えたものなので。僕はそういうふうに思うんですけども。そうしてどうしても植え替えたいと言うならやむを得ないんですけど、僕は反対です、僕自身はね。そんな無駄遣いをするなということと、これだけ生えて何十年もたっている木を自生扱いにしちゃっても問題ないと思います。そんなことを文句言う人は、僕が行ってちゃんと説明しますけどね。

【池田会長】　でも、12本の木から結構実が落ちて、そこから出ているものもあるわけですよ。

【村松委員】　あると思います。

【増田委員】　移植したやつですけど、実が出来始めたのは最近なんですよ。最近できているんですけど、盛土の上なので、そこから落ちたのは全然芽が……。

【池田会長】　出ていない。

【増田委員】　出ていないんですね。

【村松委員】　この図を見ると出ていないんですけども、自然界では乾いたところでも結構実生はあるんですよ。こんな乾いたところに何でマメナシがあるんだという

ことを結構見ているので、全然出ないということも言えないんですよ。

【池田会長】 現状は出ていない。

【村松委員】 現状、これを見ると出ていない。確かにそう。

【増田委員】 かなり真面目に調査をしているので、ここ5年ぐらいつと芽が出る時期に全部視察で調査しているんですけど、この上は全然出ていないんで。

【池田会長】 自然に枯れる可能性もあるんですか。

【増田委員】 枯れないかな。枯れないと思います。

【池田会長】 お金が非常にかかるからと、今の問題だと言われているんで、そうしたら切っちゃうしかしようがない。切るのも金がかかるでしょう。

【中嶋委員】 切るのは誰でも切れますよね。のこぎりを持ってきて、すっすつとやれば、すぐ切れますよ。

【池田会長】 そう。

【村松委員】 切るのは簡単ですけどね。

【小野委員】 植え替えるのが大変、移動して。それこそうん百万かかる。うちもやろうと思ったら、これだけ値段。こんなんだった。そう何本もあつたら……。

【中嶋委員】 以前、指定外でどうしても残せないということでやったときは、2年がかりでやりましたね。1年目に半分取っておいて、もう一年たって、また半分取って。慣らしておくとか。そうやったほうがいいのか。そうやったほうがいいのかという御意見がありましてやりましたけど。すぐそばだったんだ、比較的。

【池田会長】 線から外に出ているから、中へ入れましょうと。

【中嶋委員】 そうですね。道の反対側、10メートルないぐらいのところだったと思うんですけど、大変は大変です。

【池田会長】 分かりました。

【中嶋委員】 土も、32ページに「周辺の工業団地造成時に人為的に土が搬入されたものであるとも言われるが」と書いてありますけど、これはないですよ。私が一番最初に平成11年だっけ、発見されたときに入ったときから、この盛土はありましたから。それはないですからこれは取ったほうがいいのか、余分なことですけど。

【池田会長】 盛土は後からじゃなくて。

【中嶋委員】 もっと前からです。

【池田会長】 もっと前からということですか。どうします。

【増田委員】 どうしましょうね、それは。

【池田会長】 これが指定される時点で、この盛土はもともとくっついてたわけですよ。

【中嶋委員】 ありました、間違いないです。

【村松委員】 もっと随分昔ですよ。僕がマメナシを調査した時から随分あるので。

【池田会長】 確かに何かそうですよね。ここだけぽんと上がっていて、また。

【中嶋委員】 そうです、上がっていました。

【池田会長】 あとはみんなべちゃべちゃで……。

【中嶋委員】 その移設したのが、盛土と低いところのちょうど段差のところだったので、よく覚えています。ですから、間違いはない。

【池田会長】 そうしたら、この盛土はどうしたらいいんでしょうか。これが指定されるときにあるという、だけどそれはもうおかしい、明らかに盛土ですということが分かるわけですよ。土地が、種類が違うということが。

【小野委員】 盛土ってどのぐらいあるんですか。

【事務局（坪井）】 深いところで1メートルぐらいはあります。

【小野委員】 そんなに取ったら、そもそも生えている辺りには影響ないんですか。

【増田委員】 もとものの自生には影響はない。

【小野委員】 影響はないところ。

【池田会長】 後から入れたものところに盛土、要するに盛土の上に入れちゃったということ。

【増田委員】 そうです。

【西川委員】 元気がいいんですね。

【池田会長】 だから。

【西川委員】 きっと成長も早いと思いますね、そのところは。

【池田会長】 すごい腐葉土があったということなんですか。

【西川委員】 それは分からないけど、ただ生育状況はすごくいいです。大本のマメナシは、メインの幹があるに従って途中からちよろちよろと枝が出ているぐらいだけれども、もちろん枯れたのもあるけれども、植えたやつはほとんど真っすぐで、枝も根元からたくさん出て、樹形も立派です。

【増田委員】 こんな感じ。真ん丸の、ちょっとマメナシじゃないみたいな。

【池田会長】 マメナシじゃないみたいな木。

【西川委員】 ただ、今は、あそこは自生地ということで市のほうが依頼して定期的に除草をしていますよね。そういうふうに行っているから、きっと取っちゃった後でも実生はそれなりに育つと思うんですよ。もともとあそこに生えていた一般の木も含めて、これとこれは残しましょうということと、マメナシはきちんと管理するためにきれいに管理しているから、それはきっとこれからはよくなっていくけど、大本はぐ

ちやぐちやにブッシュ状態でしたよね。それがそういう状態だから、自生地であった時代の景観と今後の管理されたきちんと世話した状況とは、また違うと思うけど。だから、いずれは育っていくと思いますけどね。

【池田会長】 確かにそうですね。一番最初は、とにかく分けて入らないといけないという状態だったのが、今はきれいですもんね。歩けない、だって長靴を履いてしか歩けなかったですもんね。それが今はこんなきれいになっちゃっているから、そういえば自生地は随分と変わりました。変化しました。それはどう見たらいいんでしょうか。

【増田委員】 自生地に指定される前は、農業用水として、ため池が草刈りで管理されていたんですね。その草刈りで管理されていたおかげで残っていた自生地だと思うんですね。

【池田会長】 草刈りをしてもらっていたということですね。

【増田委員】 民俗学的とは言わないですけど、皆さんの生活様式に溶け込んでいたというのが、この大草のマメナシの自生地の環境だったと思うんで、高度経済成長のときに放置された結果がこれかなと思うんです。

【池田会長】 この盛土って、これがマメナシだと分かるときには、もうあったということですよ。では、その盛土は別にこの木を成長させるために盛ったわけではなくて、もっと別の意味でここに土を置いたということですよ。ひょっとしたら土を捨てたのかもしれない。

【増田委員】 捨てた土じゃないかなという感じです。

【中嶋委員】 ちょっと捨てたとは思えなくて、多分、周りが水がつく状態だったので、水がつかないところを造ろうとしたんじゃないか。割に上が平たんですよ。人工的に、例えばそこでちょっと畑をやろうとか、そんなのがあったのかどうかは分かりませんが、あれはそういうような人工地形だと思うんですよ。単に土砂を捨てるんだったら、あんな面倒なことをしなくて。

【村松委員】 一緒です。捨てるなら山盛りになるはずなんだけれども、あその湿地でぐちゃぐちゃになったところで土を盛ってちょっと平らにしておこうという、それだけのことだったと思います。

【中嶋委員】 当時は水位が高かったんですよ、池の水位が。それがどういうわけか発見当時からどんどん下がって行って今の状況になっているんで、多分、溝を最初に掘りましたよね。あの溝が水でしっかり埋まるぐらい水が来ていたんですよ。水位が変わったという。

【村松委員】 今、農業用水として使用しているんですよ。

【池田会長】 太良池。

【西川委員】 使っている。

【池田会長】 使っていると思いますよ。

【西川委員】 農業用水よりは、愛知用水が一旦あそこへ入って、そこから村で管理してやっていますね。

【池田会長】 時々、全部水を取っちゃうことになるのね。水を上げちゃって、底の……。

【西川委員】 かい掘りは毎年はやらないです。

【池田会長】 もちろん。ある程度のときやったらやっているんだと。

【西川委員】 そうですね。

【池田会長】 そこから上げた土ではないですもんね、その盛土は。かい掘りで上がった土じゃないもんね。

【西川委員】 池の一番上だから、そんなことではないと思うけどね。

【池田会長】 難しいですね、この土は。

【村松委員】 難しいです。もともとはマメナシ、砂礫層に生える木なんですね。ほかのものが生えないようなところに生える木、マメナシってそういうところに生えてきたので、ほかの草木はあまり生えなかったような場所ですね。農業用のため池で、夏に使って、秋口には水を落としたりするんですね。夏場は水が上がったりして、その上下があって、ほかの草木はほとんど生えない状態で、マメナシだけは結構大きく育った、そういう場所ですね。人間が草刈りしたわけじゃない。そんなことはしてきていない、こんなところね。水の上下によって、そういう植物が維持されてきているんですね。今はほとんどそういうことをしなくなって、水がちょっと低い状態で一定に保った状態で、ここへ盛土をして、今いろんな植物が生えてきている、そういう状況だと思うんですよね。

【池田会長】 もともとは、でもない土だから難しい。でも、もうね。

【村松委員】 入れた土なので、マメナシはそういうところに入れると、すごい成長がいいんですよ、今言われたように。もともとは砂礫のすごい痩せた土地なので、成長は悪くて、同じ10年たってもほとんど成長しない。盛土のところはすごい成長しているという。

【池田会長】 この盛土のところに、また実生の苗を植えたんですよ。だから余計に成長しちゃった。

【村松委員】 そうそう、成長がいいんです。

【中嶋委員】 ここって土はほとんど粘土じゃないんですか。

【事務局（坪井）】 盛土は粘土が多いですね。

【村松委員】 そんなに粘土は入っていなかったと思う。

【事務局（坪井）】 粘土、粘質土です。試掘の報告が巻末資料で99ページ以降で上げておまして、土層の説明が102ページのところです。もちろん礫も混じっておりますので、10か所調査をしたんですけれども、その場所によって違いはあります。もちろん礫が主体になった土層の入っているところもありますし、多くのところで見られたのが粘質のある土。この写真が103ページ、104ページのほうで、その試掘の状況の写真が載せてありますけれども、調査したところで、何も発掘でいう遺物が出てきませんでしたので、いつ頃持ってこられた土なのかというのが全然手がかりが得られなかったという状況です。ただ、土の堆積状況を見ると何年もかけてたまったというような状況じゃなくて、ある程度短い時期に搬入されたのではないかなというふうに考えております。

【中嶋委員】 もう一つ聞いてよろしいですか。発掘のときに、最下層からは旧表土等は出ているんですか。

【事務局（坪井）】 地山は見つかっていますけれども、旧表土かというようなところは、現状では確認ができなかったです。

【中嶋委員】 そうすると、多分一回ブルドーザーとかでぎゅっと押して、そこへ粘土とか、要するに腐葉土みたいなのが入らない土をががががと捨ててならしたという感じじゃないですか。多分、人手ではやっていないだろうね、こんなものは。機械でやっていると思うので。あんまりいい土じゃないと思うんです。

【村松委員】 粘土というと、何かシルトというか粘土の粗いやつですよ。シルトと言っているやつですよ、この写真を見ると。雑灰の混ぜたやつなので、やっぱりシゲオキがあるんですよ。

【池田会長】 ここ所有は市ですよ、土地の所有者。そこへ土を勝手に入れたわけですよ、誰かが。そういうことになるんですよ。

【村松委員】 これは人為的にやっているのかな。ため池は……。

【池田会長】 以前は市の所有じゃなかったということですね。

【事務局（坪井）】 もともと米国大学の誘致計画があつて、関連施設を建てる計画があつた土地ですので、その時点では市の所有として、いつかの時点で買ったのじゃないかと思えますけれども。ただ、一部自生地の中でも池の部分がありまして、それ以外は池じゃない部分でありますので、池の部分以外はもともとは市の土地ではなかったのかなと思うんですけれども。

【池田会長】 池は市の土地じゃなくて、マメナシの生えているところは市の土地。



【事務局（坪井）】 現在は全部市の土地ですけれども、その以前はですね。

【池田会長】 それじゃあ、池でかい掘りした土を捨てるわけやな。

取るといったってどこが地表面か分からないんですよ、この盛土の。それは分かっているんですか。

【増田委員】 一応、粘土質の変なふうに入っているところは、もともとの川のところじゃないので、水源に入っていない限り分かるんじゃないですかね。

【中嶋委員】 搬入土がどこまで入っているかは分かるので、搬入土は取り除けますと私は思いますけれど、だけどそれが本来の地表の高さかどうかは分からないと私は思うんです。ですから、逆に言えば削られて、かえって低いことだってあり得る。

【村松委員】 削って埋めているかもしれんね。

【中嶋委員】 そういうこともあり得る。ちょっと難しい。

【池田会長】 削っちゃえばいい。

【増田委員】 そうですね。削って。

【池田会長】 低くして。

【増田委員】 削って低くしたら、マメナシにはいいかなとは思いますがね。

【中嶋委員】 ただ埋めただけなら、下から昔の地表がきれいに出てくるんですよ。もうすぐ分かるんですよ。それがないということは、何らかのことがやられていると。

【池田会長】 かき回しちゃった。

【中嶋委員】 そうですね、機械が走っていると。

【池田会長】 しかも機械でやったということは、機械ができてからですから、そんな古くはないものですよ、やったの。

【中嶋委員】 と思いますけどね。

【池田会長】 昭和にならなきゃ駄目ですよ。

【増田委員】 重機が入ったんだと思います。

【西川委員】 だってここ、小牧ヶ丘に当たるよね。小牧ヶ丘は、大草の人も一部入っておるけれども、戦後入植して開拓したんですよ。だから、もちろん昭和20年代ですよ。

【池田会長】 早くて20年代。

【西川委員】 ただ、池そのものは江戸時代から全く同じようなあれで残っておるから、だからあの付近にはどなたかが農耕をするために上がってきていることは確かなんだけれども、ただ、その頃操作して土を入れたとか、そういうことは絶対ないので、それは開拓後だとは思いますがね。

【小野委員】 周りが開発されてきて、掘った土が大量に出ますよね。土って捨てるに

行くのにすごくお金がかかるし、捨てに行く場所も遠いんですよね。そうすると、その近くで必要なところがあったら、そこにきれいに埋めておこうというのが、よく考えられるところかなあと思うんですけど。

【池田会長】 だから捨てたんじゃないかなって話になる。

【小野委員】 そうです。捨てに行くといったって、知多まで行くとか、安城まで行かないけないとか。とにかく、土をそんな簡単には、あちこち気軽に捨てられないから、もし近くでもらってくれるところがあれば、そこにやるということで、そんな遠くから持ってきている土じゃないんだろうなと思いますけど。

【池田会長】 ということは可能性はある。可能性はあるんだけど、実際は分かんないよね。どこの土かっていうことは全然分からない。でも、いずれにしても戦後だから、この75年の間にされたということやね。これを取るの、簡単にいけますか。

【小野委員】 すごいお金がかかるよ。

【池田会長】 すごいかかるんじゃないの。ざっと計算とか。

【小野委員】 普通の住宅で盛土で50万ぐらいです。こんなところをやっちゃったら、どうなっちゃうのという感じがする。

【村松委員】 かなり難しいね。元の地表面をずっと見ながら掘るとかね。簡単に土を掘り起こせばいいというものじゃないから。

【池田会長】 ブルドーザーで、こうやってが一つとはできないからでしょう。それはできないと思う。

【村松委員】 だから、それはかなりの。

【池田会長】 絶対に必要ならば、それはしなきゃいけないんですけど。そういうことですよね。お金がかかっても、これがやらなきゃいけないことだったら絶対にしなきゃいけないけど、でもこれはもう戦後、戦後といったって平成になる前ですよ、こんなことができるのは。

【村松委員】 昭和40年頃だと思う。

【池田会長】 そういうことですよ。

【村松委員】 その頃はかなりあっちこちでやっていたみたいだから。

【池田会長】 そのぐらいだとしても。

【増田委員】 マメナシをこの後、生やしたいか生やしたくないかということだと思うんですね。

【池田会長】 自生地と呼ばせる。自生地なんだけど、盛土というのが私たちが指定する以前にあったということで、ただ自生地にするためには、盛土があるとマメナシが増えないよという可能性が大きいということで取り除きましょうという、ちょっと

発想は違うと思うんですけれども。盛ったから元に戻しましょうというのとは違って、自生地として維持するためには、この盛土があると恐らくマメナシは今後ここに生えてこない可能性があるんじゃないかということで、じゃあどこまで取り除きましょうかということになると思うんですよね、次に出てくるとしても。

で、どこまで。地表面は、先ほどおっしゃったように、ちょっと低くなるかもしれないけど、そこまで頑張って探して。

【中嶋委員】 後で入れた土はわかりますので、いつも発掘のときにそっちをやっているんで、分かるんですよ。機械で操作して、ここまでここまでとだーっとやらせれば、そんな難しい話じゃないんで。ただ、ここをどうやってそれを、搬入路をどうするかとかね。マメナシに影響を与えずに、どうやってここまで重機を入れるか。そっちのほうがかなり難しいなあと。仮設の道を造るというのがまたまた難しい問題で、いろいろ検討せんと、すぐにはやれんじゃないかという気がする。土を取り除くだけだったら、それこそ重機を持ってきて、1台ダンプを持ってきておいて、しゅわ、しゅわっと、こんな高さになるまで。はい、しゅわ、しゅわって。それほどではないんですが、それよりも仮設道路や何かのほうはずっと手がかかるんじゃないかという気がします。

【池田会長】 それでもマメナシのためには必要であるならばということですよ。

【村松委員】 分からんけど、マメナシをこれから実生を増やすということならば、別に今あるところのこっこの西側をずっと盛土を取れば、それだけで済む。全部取る必要はなくて、24番、34番が生えているので、この辺からもうちょっと東のところ、生えていないところ。この辺だけの盛土を取れば、全部やる必要はなくて、部分的に取ってやれば、その辺りだったら十分マメナシはどんどん増えてくるから。今あるところを全部取って元どおりきれいにする必要はないと思うんですよね。一部分だけやれば、それで十分済むと思うし、結構、池の水際にマメナシはいっぱい生えてくるので。

だから、僕が昔見たとき、点線のもっと池側には生えていたんですよ。実生がたくさんあったけど、ヨシがいっぱい生えて、そのうちなくなっちゃったけれどもね。随分昔の、昭和五十七、八年です。僕が当時行ったときやね。その頃生えている様子、全部記録はしてあるんですけど。

【池田会長】 赤い点々で囲まれている盛土の中が全部盛土ということね、32番とか。

【村松委員】 そうですね、これを全部取る必要はないので。西側のほうの3分の1ぐらい取れば、それで十分かなとは思いますがね。マメナシも全部取る必要はなくて、二、三本削って、そこの盛土を取っておけば、それで十分じゃないかなと思う。

全部取る必要はない。そんなにお金を出す必要はないかなという感じはするんですけど。

【池田会長】 実際に分からない。四角形ですから、マメナシの植樹の可能性が高い。

【村松委員】 高いけど、こんなことはなかったから植樹です。僕はこの辺を見ているので。

【池田会長】 32番とか……。

【村松委員】 32、34、24、これは植樹です。不明と書いてあるけれども、これは植えたものです、確実に。こんなところになかったんで。

【池田会長】 もともとなかったですよ。ここは入れましたもんね、どろどろになって、たしか。そうすると、これはなかったところだから、一緒に埋め戻っちゃえばいいということですか。だから、それこそが一つとやっちゃえば、一気にということですか。

【村松委員】 この辺の西側だけね。例えば31とか23は、そのまま残しておいてもいいのかなという感じはするんです。全部取る必要もないんじゃないかなとは思いますが。

【池田会長】 盛土がすごく変な形で今入っていますよね。

取りあえず西側は全部取るという方向性で、取れるところを取るというしか、しようがないんじゃないですか。

【増田委員】 取れるところを取って、先生が西側とおっしゃったところが取れば。

【村松委員】 西側の内側ですよ。そこを取っておけば、湿った土地が表れて、その辺はマメナシはきっと増えてくると思うんですよ。種がこっちへ飛ぶかどうかは分からんけれども。

【増田委員】 ここちょうど1番、2番、3番のほうから種が出てくるんで。

【池田会長】 5番が引っかかっているけど、5番を残して、上手に。

【増田委員】 それをうまくやれば。

【池田会長】 じゃあ取るという方向で、そして後で植えたのは取っていただいて、二、三本、本当にすごい金額がかかるので、例えば学校なんかで必要だとおっしゃるところと協議の上、移植すると。

【増田委員】 そうしていただけると。

【池田会長】 だって、これですごい金額で市の予算が潰れます。誰かが寄附してくれるとかね、マメナシ何とかで。そういうのがあればできるかもしれません。一回そういうのを公募してみたら、クラウドファンディングみたいな感じじゃないけど。

【増田委員】 尾張旭はふるさと納税で。

【池田会長】 これをやりますというので。

【増田委員】 これをやりますというの。

【池田会長】 その取った木はどうしたんですか。

【増田委員】 木は取っていないですけど、保全のための。

【池田会長】 保全のためだけですね。取った木をどうするかの問題もあるね、もう一つ。その辺のところもちょっと考えないと。ふるさと納税をした方に木を差し上げますとか。

【西川委員】 この後があるでしょう。ここ付近の公園化ということの計画があるんですね。その公園化を進めるために、ある程度いろいろな人工的な道路であったり、工事区間の歩道工だとか、そういうことのために当然重機が入ってくる可能性があるから、それに合わせてこの工事を並行してやれるようにすれば、重機も使いやすいとか。こっちのほうからということは無理だから、当然北側からしか入れないから、そこで公園化の整備の工期がいつからかということに合わせて、これも考えていけばいいんじゃないかな。

【池田会長】 そうしたら、基本的に、じゃあ盛土は何とか取っていただきましょうという形で持って行って、あと後植えの、どういうふうに生えたか分からないけど、実生で成ったものをもう一回戻したのか分からないし、種からのを別にポットでやったのか分からないんですけど、そういうものも一応取れるものは取りましょうという形で、基本的に取っていきましょうという形。

【村松委員】 その盛土を取るというのは、全部取っちゃうということですか。

【池田会長】 いやいや、取れるところを取りましょう。基本的に全部取りたいんだけど、それでここは盛土ですよということを示せばいいんですよね、文化財的には。ここが盛土ですよ。それから、この木は後からですよ。どうしても取れない木に、これは後から植えましたよ、自生ではないですよと表示しておけばいいわけですよね。文化財的にはそういうことで処理できるんですけど、いかがでしょうか。やれることはやりましょうという。

【村松委員】 要するに、この87ページに植生図が書いてあるけれども、北のほうの33番と23番、22、12、17、この辺を囲んだところの西側の盛土は取ってもらうといいかなと思います、そのぐらいまで。だから、34番と24番は、これでどこかへ移植する。あとは、そのまま残してもいいかなという感じです、この図を見るからに。現地を見ると、また変わるかもしれませんけど。

【池田会長】 明らかに駄目というのが。

【村松委員】 34と24の西側にあるやつは、これは公園でどこかに移すか。

【中嶋委員】 ちょっとそれは議論が違うんじゃないですか。残さないと言っている。

木は残さない。土はどこまで取りますかという話。

【村松委員】 全部こいじゃうということ。

【中嶋委員】 そう、木は全部取らないということを書いてみえるんですよ。じゃないですか。

【池田会長】 取らないと言った、私。

【増田委員】 盛土はなるべく取ると。取れなかった木については、これは自生木じゃありませんと。1本か2本か分かんないけど、それをちゃんと明記して札を立てると。

【池田会長】 という話をしたんだと思うんだけど。

【中嶋委員】 ちょっと確認でいいですか、事務局に。これは県のほうは通りますか、その方針で。今、この文章だから通っているでしょう。そういう方針で通りますか。

【事務局（浅野）】 事前に愛知県のほうに確認をしております。当然、ここの議論で、こうしたいです、ああしたいですと決まってきます。保存活用計画として作ったものが県のほうで否定されてしまっただけは、今回作るものの全く意味がありませんので、市の保護審議会のほうで決められた意見を尊重してするという事は確認をしております。以上です。

【中嶋委員】 大丈夫。

【池田会長】 だから、ここの保護審で決めた意見を県に持ち上げて、県がそこで却下と言ったら、また戻ってくるということですか。

【事務局（浅野）】 本来ですと、そういう手戻りをないような形で思っておりますので、事前に確認をしております。その時点では、当然、県としては切れとか、残せとか、盛土についても、どけるとか、そういうことは全くありません。ただ、一番最初に言われたのが、何遍も、自生地の価値としては天然更新がある自生地というところがある。それが原則としての価値であるものですから、それを今後も伝えていく、守っていくための方策として一番適切な方法を取ってほしいということだと思っております。そのために、この盛土があったほうがいいのかないほうがいいのか、木は残したほうがいいのか悪いのかということとをまとめて、市としてはこういうふうにお考えおるといところで県のほうに提出させていただければ、それに対して否定することはないということは確認はしております。以上です。

【池田会長】 ということで、大丈夫だそうですね。ここでの意見が通るといことですけれども、先ほど申し上げた意見でよろしいんでしょうか、皆さん。

【小野委員】 木が例えば何本か、仏像だったらさっき残っても示せばいいんですけど、木の場合は残った場合に、後から花粉が交配してという、そういう心配はないん

ですか。

【増田委員】 あります。あるから、本当は全部切ってほしいんです。

【池田会長】 切ってほしいですよ。

【小野委員】 だから、看板を立てておけばといっても、実はちょっと元は危ういところがあるということはあるんですよ。

【増田委員】 危ういことは危ういんです。

【池田会長】 だから、この25番とか29番まで、ここの真っ黒けになっているところは実は本当は取ってしまいたい。ここは取れそうですよね、場所的には。木は取ってもいいんじゃないですか。盛土で取れないところは盛土ということをきちんと明記しましょう。だって、こんな細いところは取れない。どうしても細かく取れないところがあると思うんですけど、どうでしょうか。うまく全部だからそれは……。

【小野委員】 盛土だったら明記でいいと思うんですよ。木の場合はちょっと。

【池田会長】 木は私も25番から29番まですごく不安なので、ここは取りたいというふうにすごく、私の気分としては取りたいと思うんですけど、こっちの30番のほうよしかは、もっとこっちのほうが、真っ黒なんだから。

【増田委員】 そうなんです。

【池田会長】 ここは取って移してあげたい、どこかに。これは植樹するという方向性で、何かいい案を作っていただいて、お金もどこかから降ってくるような形を考えていただいて、市民のお金では大変だから……。だって植物園か何か、欲しいところがあるかもしれない。

【増田委員】 近くに自然の森があるんですよ。

【池田会長】 四季の森。

【増田委員】 そこに。

【池田会長】 そこには二、三本行くつもりなんだって。でも、二、三本以上は入らないんですって、場所が。市役所はって言ったら、市役所も空間がないと言われて。

【事務局（坪井）】 今、25番から29番の話が出ましたけれども、ここの木につきましては、盛土上ではないですので、例えばこの木を移植しようとする、ごぼっと土を掘ることになります。

【池田会長】 だから、切っちゃうんですよ。

【事務局（坪井）】 なので、ここは切るしかないということで、移植をするのであれば、この盛土の中の木であれば、周りの土も取れますんで。

【池田会長】 だから、切らなきゃしようがないと思うんですよ。

【増田委員】 切ったほうがいい。ここは実つきがすごい悪いんですよ、実がつかない

い。

【池田会長】 そうなんですか。

【増田委員】 つかないです、ここ。

【池田会長】 やっぱり人工でやると駄目なんですかね。

【増田委員】 人工のやつ、駄目なのかなとずっと思っていて。

【池田会長】 マメナシの気持ちは分からない。これはでも真っ黒なんだから、取らざるを得ないという。切るよしかしようがないということで。

花が咲く頃に切るのか、いつ切るのか分かんないけど、花が咲く頃に切って、この辺に花見ができるようにする。そのぐらいしかできないんだけど、そういう方向でよろしいでしょうか、取りあえずは。

【事務局（坪井）】 この書いてある方向性でいいということよろしいですか。

【池田会長】 だから、すごく細かく言えば、この真っ黒になっている25番から29番は全部伐採してしまうと。盛土に載っている白の四角のところの部分から何本かを移植すると。盛土はできる限り取れるところは取りましようという形で。妥協策ですけども、申し訳ないんですけども。本当はきれいにすればいいんですけど、それはちょっと無理なんで、この感じでは。

あと、赤い丸は確実に実生、そこの自生なんで、それがうまく、この山があるから、6番から10番のところはどうなんですか。これは実がつくんですか、ちゃんと。

【増田委員】 6番から10番はよくついていてですね。多分、25、26とかは実がつかないのは、同じタイプの遺伝子で、だから隣り合って花粉をやり取りしちゃうんでつかないんだと思うんです。ほかは密集していて非常によくついて芽もよく出るタイプのもの。

【池田会長】 ということで何かいろいろ難しい、植物の話は。

【増田委員】 すみません。

【池田会長】 いえいえ、すごく難しいんで、やはり植物の気持ちは分からない。

【西川委員】 これ、実際は白い四角も明らかに黒四角と一緒にすよね。

【村松委員】 こっちの西側はそうだ、みんな。

【西川委員】 みんな黒四角ですもんね。

【池田会長】 それじゃあ、黒四角に変えないと。

【西川委員】 これだと、何か黒のほうが悪いというイメージだもん。白四角もみんな同じだ、同等で。

【池田会長】 白丸はいいんですか、自生の可能性が。三角は不明だから、三角は放っておきましょう。



じゃあそういうことで。四角の真っ黒と白い四角のところは全部後からの植樹ということで、これは取り払って、特に真っ黒なところの25番から29番は全部伐採という形で、よろしく願いいたします。

この3番の議題3のところにつきましては、今のような形で終わらせていただいてよろしいでしょうか。

何かまだ御意見がある方はどうぞ、今のうちに言ってください。

【西川委員】 基本は、県は、この実生であり、育てた苗を植えたということを知っているんだよね。

【事務局（浅野）】 はい。

【西川委員】 ならいいです。

【事務局（浅野）】 この策定に当たっても、何度か県のほうに資料をお出ししているし、御指導もいただいていますので、全ての内容の把握を、今現状しております。

【池田会長】 それと計画書の内容とは若干ちょっと違いますけど。

【事務局（浅野）】 そこですね。そこが、今回の最終的な決をしていただいたところをお伝えした中で、それでもういいと言うはずですが、多少変わるところはあるかもしれませんが、基本的にはこれでというふうに考えております。

【池田会長】 それでは、そういうことでよろしく願いいたします。

以上で私の仕事は終わったと思うんですけど、まだあるでしょうか。

その他何かここでおっしゃりたいことがあれば。

特になかったら、取りあえず事務局のほうにお返ししますので、よろしく願いいたします。

【事務局（浅野）】 1つだけ。

今、追加でお手元に配らせていただきましたものになりますが、史跡小牧山主郭地区第13次発掘調査現場公開ということで、先ほど現況評価の中でも少しお示しいたしましたが、2月27日土曜日午前10時半から、小牧山の山頂付近で現場公開を行いたいと思っております。ただ今回、コロナウイルス感染症対策のため、通常ですと時間に集まっていたら全体説明を行いますが、今回は全体説明を行わずに、来た方から受付を済ませて順次見学していただくという形を予定しております。

また、委員の皆様方におかれましては、また別途、通知のほうをさせていただきますが、取りあえず御紹介ということで報告させていただきます。よろしく願いいたします。

【池田会長】 勝手に見ていくということだけやね。

【事務局（浅野）】 そうです。

【池田会長】 説明はないということ。

【事務局（浅野）】 はい。

【池田会長】 分かりました。

【事務局（浅野）】 説明員は現地におりますので、個別に説明を、もし質問があれば聞いていただくという形です。あと資料もお配りしますので、それを見ていただくという形になります。

【池田会長】 ありがとうございました。

【西川委員】 新事実じゃないですけど、また発見がということをちょっと耳にしたんですけれども、それは当日来たら資料の中に入っているということですか。

【事務局（浅野）】 はい、そうです。

【池田会長】 新たな発見があったということですね。

【事務局（浅野）】 掘れば掘るほど、いろいろ出てきますので。

【池田会長】 それじゃあ、以上で今日の内容は終わったと思いますので、お返ししたいと思います。

【事務局（武市）】 長時間にわたりまして慎重に御審議をいただきまして、ありがとうございました。雪のほうも大分降っておりますので、お帰りについては気をつけていただきたいと思います。

これをもちまして、令和2年度第3回小牧市文化財保護審議会を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。